



貝塚市災害時要援護者避難支援計画



～災害時の支えあいに向けて～

平成23年(2011年) 3月

貝 塚 市

(余白)

災害時における支えあいに向けて

まずはじめに、このたびの東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）により、尊い命を奪われた方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災された皆さまに対しまして衷心よりお見舞いを申し上げます。

貝塚市では、被災地に対して総合的な救援を行うため、去る3月14日に「東北地方太平洋沖地震貝塚市救援対策本部」を設置し、職員の派遣、物資の提供などを実施しているところですが、今後とも本市といたしまして、被災地の一日も早い復興に向けて、できるかぎりの支援に努めてまいりますので、市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

さて、近年、地震や風水害などの自然災害が各地で発生し、多大な被害を及ぼしており、なかでも高齢者や障害のある方などが被災者の多くを占めておられます。

災害はある日突然襲ってきます。不幸にも被災された場合は、誰もが不自由な生活を強いられますが、高齢者や障害のある人などの災害時要援護者の方々は、情報の入手や安全な場所への避難行動、避難場所での生活においてより大きな困難を伴うことから、周りの人たちによる特別な配慮が必要となります。そのようなときにもっとも頼りになるのが、日頃の見守りや支えあいをもとにした、地域の助けあいなどの協力です。日頃から災害時要援護者と支援者などが交流して信頼関係を築いておくことが何より大切であり、さまざまな形で地域内のつながりを強め、「地域力」を高めることが防災・減災へ大きな備えとなります。

今回策定しました災害時要援護者避難支援計画では、災害発生時における自助、共助、公助の役割を明らかにしながら、要援護者の特徴とニーズ、支援体制づくり、要援護者情報の収集と共有、支援内容などについての基本的な考え方、手順などを示しております。今後はこの計画に従い、災害時における要援護者の避難支援に向けて、具体的なしくみづくりや要援護者情報の把握、そして市民の皆さまのご協力のもとに支援体制づくりへと取り組みを進めてまいりたいと考えております。

今回の計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただいた策定委員の皆さま、ご協力いただいた市民・諸団体・関係機関の皆さまに心より感謝申し上げますとともに厚くお礼申し上げます。

平成23年3月



貝塚市長 藤原 龍男

(余白)

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

1. 基本的な考え方	1
2. 避難支援体制	7
3. 要援護者情報の収集と共有	13
4. 個別支援計画の作成	17
5. 避難情報の伝達と安否確認	20
6. 避難所における支援	23
7. 今後の展開	27
参 考 資 料	29

(余白)

1. 基本的な考え方

(1) 策定の背景と趣旨

自然災害が発生したとき、人びとの生命を守るという点から重要なことは、より安全と思われる場所へ円滑に避難できることです。しかしながら、高齢者や障害のある人をはじめ市民の中には、何らかの手助けなしには避難できない人も多くみられ、近年のゲリラ豪雨などに代表される突発的災害により、多くの人びとが死傷しているという実態があります。

平成7年の阪神・淡路大震災や近年の豪雨災害などを契機に、災害時に弱い立場におかれる高齢者や障害のある人などへの情報伝達や早期救助、避難誘導、避難生活における配慮など多くの課題が明らかになり、「災害時要援護者」に対する避難支援対策の重要性が認識されるようになりました。

また、こうした高齢者を中心とする被災状況をふまえ、国は平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を、大阪府においても平成19年3月に「市町村における『災害時要援護者支援プラン』作成指針」を策定し、地域における災害時要援護者避難支援の体制づくりを促しているところです。

本市では、昭和56年9月に「災害時の重度身体障害者等の避難誘導・介助実施要領」を施行し、身体障害者手帳1・2級の人や寝たきりの高齢者を避難誘導したり、介助をおこなう登録制度を設けています。

また、平成18～19年度の2か年にわたり貝塚市民生委員・児童委員協議会のプロジェクトチームが「災害・緊急時に備えての取り組み」について検討をおこない、その結果を『災害・緊急時マニュアル』としてとりまとめました。これを受けて、市内の一部の地区では、民生委員・児童委員や町会（自治会）など地域組織が中心となった災害時要援護者の把握や避難支援のあり方の検討などの取り組みが先行して進められています。

「貝塚市災害時要援護者避難支援計画」（以下、「本計画」とします。）は、以上のような本市を取り巻く状況とともに、計画策定にあたり実施した介護保険認定者と障害者手帳所持者を対象にしたアンケート、関係団体・事業者へのヒアリングなどの結果をふまえ、貝塚市地域防災計画の内容を具体化した災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方と取り組み方向を明らかにするために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」や大阪府の「災害時要援護者支援プラン作成指針」に基づいて策定されるもので、「貝塚市第4次総合計画」をはじめ、「貝塚市地域防災計画」、「貝塚市津波避難計画書」、「第2次貝塚市地域福祉計画」、「第2次貝塚市障害者計画」、「貝塚市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2009）」などにおける防災対策、災害時要援護者避難支援対策を具体化したものとして位置づけます。

また、計画内容については、随時、必要な見直しをおこなうものとします。

(3) 計画の対象

①対象とする災害時要援護者

「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らの身を守るためにより安全と思われる場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが、特に困難な人のことで、一般的には、高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児・児童、難病患者・特定疾患患者・小児慢性特定疾患患者、日本語が理解できない外国人などが対象となります。

ただし、これらの人びとのなかには、医療機関への入院や施設への入所、家族と同居しているなど、日常的に特定の人から支援を受けられる人も相当数含まれています。

このため、本計画は、自宅で暮らし、家族以外の第三者の支援がなければ避難できない人を「災害時要援護者」と位置づけ、避難支援対策を重点的かつ優先的に進めます。

◆本計画の主な対象とする災害時要援護者

- おおむね80歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、家族等と同居しているが日中に高齢者のみになる世帯の人
- 寝たきり状態や認知症のある人
- 要介護認定結果が要介護3以上の人
- 身体障害者手帳所持者のうち、肢体不自由（1～2級）、視覚障害（1～3級）、聴覚・平衡・音声・言語機能障害（1～3級）、内部障害（1～2級）の身体障害のある人
- 知的障害や精神障害のある人で、自分ひとりで避難することが困難な人
- 難病患者、特定疾患患者、小児慢性特定疾患患者
- その他、何らかの理由により災害発生時における情報入手や自分ひとりで避難することが困難な人

◆災害時要援護者の特徴と支援ニーズ

区 分		主な特徴	災害時の課題・支援ニーズなど
高齢者	ひとり暮らし (日中にひとりだけ になる人を含む)	・基本的には自力で行動できるが、 地域とのつながりが薄く、緊急事 態等の状況把握が遅れる場合があ る。	・災害時には、迅速な情報伝達と避 難誘導、安否確認、状況把握等が 必要である。
	要介護 (寝たきりなど)	・食事、排泄、衣服の着脱、入浴な ど日常生活をするうえで他人の介 護が必要であり、自力で移動でき ない。	・災害時には安否確認、生活状況の 確認が必要となる。 ・避難する際は、車いす、担架、ス トレッチャー等の補助器具が必要 なことがある。
	認知症	・記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れ たり、徘徊するなど、自分の状況 を伝えたり、自分で判断、行動す ることが困難なことがある。	・災害時には、安否確認、状況把 握、避難誘導等の援助が必要とな る。
身体障害のある人	視覚障害	・一人で移動することが困難。 ・音声を中心に情報を得ている。 ・文字の読み書きが困難。	・災害時には、音声による情報伝達 や状況説明が必要であり、介助者 がいないと避難できないため、避 難誘導等の援助が必要となる。
	聴覚・平衡 音声・言語 機能障害	・外見からわかりにくい。 ・視覚を中心に情報を得ている。 ・声に出して話せても聞こえている とは限らない。 ・補聴器をつけても会話が通じると は限らない。	・補聴器の使用や手話、文字、絵画 等を活用した状況伝達、情報説明 が必要となる。 ・災害時には、手話、筆談等によっ て状況を把握することが必要とな る。
	肢体不自由	・移動に制約がある人がいる。 ・文字の記入が困難な人がいる。 ・体温調節が困難な人がいる。 ・話すことが困難な人がいる。	・災害時には、歩行の補助や車いす 等の補助器具が必要となる。
	内部障害	・外見からわかりにくい。 ・疲れやすい。 ・携帯電話の影響が懸念されてい る人がいる(心臓ペースメーカーを 埋め込んでいる人)。 ・タバコの煙が苦しい人がいる(呼 吸機能障害)。 ・トイレに不自由されている人がい る(ぼうこう・直腸機能障害)。	・避難所に酸素ボンベを持ち込めな いなどの問題がある。 ・継続治療ができなくなる傾向があ る。 ・透析治療のために集団移動措置を とる際は、車、ヘリコプターなど の移動手段の手配が必要となる。
知的障害のある人		・複雑な話や抽象的な概念は理解し にくい。 ・人に尋ねたり、自分の意見をいう のが苦手な人がいる。 ・漢字の読み書きや計算が苦手な人 がいる。 ・ひとつの行動に執着したり、同じ 質問を繰り返す人がいる。	・気持ちを落ち着かせながら安全な 場所に移動したり、生活行動を支 援するなどの必要がある。 ・通所していた施設等の復旧を早め 被災前の生活に一刻も早く戻すこ とが望まれる。

区 分	主な特徴	災害時の課題・支援ニーズなど
精神障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な人が多い。 ・外見からわかりにくく、障害について理解されずに孤立している人がいる。 ・精神障害に対する社会の無理解から、病気のことを他人に知られたくないと思っている人も多い。 ・周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールすることが必要となる。 ・自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で移動できる人は多いが、素早く避難することは困難な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的動揺により状態が急変することもあるので、避難行動のため場合によっては車いす等を用意したり、車などの移動手段が必要になる。
乳幼児・児童	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら判断し、行動する能力がなく常時保護者の支援が必要である。 ・避難所生活等におけるストレスの影響を受けやすい。 ・異物の飲食や危険な場所への接近など突発的に予想外の行動をとる場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要である。 ・被災により、保護者等が児童等を養育することが困難、不可能な場合、保育所等への緊急入所が必要となる。
難病患者・特定疾患患者・小児慢性特定疾患患者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ・外見からわかりにくいことが多い。 ・医薬品や医療機器を携帯する必要がある。また、継続的に医療を受けなければならない。 ・ショックや急激な環境変化による心身の疲労・ストレスにより、症状を悪化させる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・医療機関との連携や移送手段の確保が必要である。 ・常時使用する医療機器や機器に必要な電気、酸素ボンベ等を確保する必要がある。 ・避難所においてケアできるスペースを確保する必要がある。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる。 ・母国語による情報提供や相談が必要となる。

②対象とする災害と地域

本計画は、「貝塚市地域防災計画」で想定した災害である地震・津波災害、台風及び集中豪雨等による風水害、大規模な林野火災等、その他の災害などすべての災害を対象とし、対象地域は市内全域とします。

(4) 避難支援の基本的な考え方

大規模災害が発生した場合は、市役所など行政職員も被災者となる可能性があるとともに、消火、救急、道路の確保や治安の維持など行政がおこなう対策は多岐にわたり、地域における要援護者の避難支援等の取り組みは地域の町会（自治会）や自主防災組織等に頼らざるを得ない状況となることが予想されることから、防災対策においては「自らの身の安全は、自らが守る。」、「自らの地域は、自らで守る。」を基本としています。

災害時要援護者も含めて、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとにおこなう「自助」、そのうえで隣近所への声かけや安否確認、さらに町会（自治会）や自主防災組織などによる組織的な安否確認、避難誘導等の「共助」が確実におこなわれることが、災害時の被害を最小限にするために最も重要な取り組みとなります。

このような「自助」、「共助」が機能するためには、日頃から地域で話しあいの機会を設けるなど、支援体制の構築に向けた活動が重要です。また、災害時要援護者も支援者、近所の人と積極的に関わるなど自ら地域住民と良好な関係を築いていくことが大切です。

また、災害時要援護者への避難支援は、地域の状況や災害の規模によっては地域住民の支援だけでは不十分であることから、町会（自治会）や自主防災組織などが地域の事業所や商店、学校などさまざまな団体や施設と協働し、地域をあげた支援体制を構築する必要があります。

地域で支援体制づくりを進める際には、地域で想定される災害に応じた取り組みを進めることが最も重要となります。特に、風水害などでは避難に対する準備行動が可能となることから、日頃から地域住民を巻き込んだ避難支援体制を整えておくことにより、より効果的な支援活動が可能となります。また、風水害などに備えた避難支援体制が地震・津波等による大規模災害においても、その後の避難や安否確認等をスムーズに機能させることにつながります。

以上のような考え方のもとに、災害時要援護者の避難支援にあたっては「地域の人、地域で守る。」を基本とし、地域のさまざまな人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくとともに、要援護者本人や家族等に対し、可能な範囲で災害に対する備え、心構えを促していくものとします。

(5) 災害時要援護者に関する情報の取り扱い

災害時要援護者の支援は、隣近所など地域の手助けが何よりも頼りになるため、要援護者の所在情報等の収集は、地域が主体となって進めることが基本となります。

地域は、要援護者情報の収集が支援の大前提となることから、個人情報の有用性への配慮と個人の権利利益の保護など、本市の「個人情報の保護及び情報公開に関する条例」等を正しく理解しつつ、積極的な取り組みが求められます。

また、災害時に速やかな避難支援をおこなうためには、要援護者情報がうまく活用できるよう、ふだんから本人（家族）の同意のもと、地域や行政等で情報を共有することが重要となるとともに、プライバシーに十分配慮しながら適切に情報を管理・更新していくことが必要となります。こうした取り組みを進めるうえでは、地域における支援意識を高めながら、さまざまな関係団体と連携を図り、社会的な理解の促進や、手を上げやすい環境づくりなどをおこなっていくことが重要です。

2. 避難支援体制

(1) 官民協働による要援護者の避難支援

災害に対する取り組みは、「自らの身の安全は、自らが守る。」「自らの地域は、自らで守る。」を基本として、それぞれの主体が具体的な災害対策を協力して進めることが大切です。本計画は、地域において高齢者や障害のある人など避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについてだれが支援し、どこの避難所へ避難させるかを定める、要援護者を対象とした避難支援のしくみづくりを主眼とするものです。

こうした取り組みを通じて日頃からの防災対策や避難支援体制を話しあい、各地域の実情に合わせた災害時の避難支援のしくみづくりをおこなうことが地域防災力の強化につながります。また、地域で避難訓練や情報伝達訓練等をおこなう際には、日中や夜間、洪水や地震・津波等、時間帯や災害の種類・規模により対応が異なることから、町会（自治会）、自主防災組織、関係団体等のほか、広く地域住民も参加する地域ぐるみでの取り組みが望まれます。

災害時要援護者の避難支援は地域（近隣）の共助の力が重要となることから、地域、行政、関係機関・団体等の役割分担を明確にし、共通認識を持っておくことが必要です。

(2) 市の役割

要援護者の避難支援に関する市の役割は、以下のとおりです。

①防災担当部門

平常時には、自主防災組織の組織化や組織体制の強化、地域への情報伝達体制の整備を進めます。また、福祉担当部門や関係機関との連携のもとに災害時要援護者情報を集約・整理した避難支援登録者名簿を作成し、日頃から地域の関係機関等と情報を共有するとともに、コスモス市民講座等の開催により、地域における連携強化を支援します。

災害発生時には、災害対策本部等を運営し、避難準備情報、避難勧告、避難指示等の避難情報を発表・発令するとともに、各地区の自主防災組織や町会（自治会）の代表者、民生委員・児童委員等へ避難情報を伝達し、安否確認情報の集約と要援護者支援に係る関係機関等との連絡調整をおこないます。また、避難所の開設、備蓄品提供等を指示します。

②福祉担当部門

平常時には、防災担当部門がおこなう避難支援登録者名簿の作成に向けて、災害時要援護者情報を集約・提供するとともに、日常業務を通じて避難支援登録者やその支援者となる市民、地域組織等との関係づくりや災害時の避難支援に関する取り組みの周知・広報等に努めます。

災害発生時には、要援護者の相談や情報提供、ニーズへの対応に努めます。

③保健衛生担当部門

健康管理の拠点として、難病患者など災害時要援護者の避難動向や医療の継続状況等を調査し、医師会や医療機関、保健所等関係機関と必要な対策に努めるとともに、健康相談や栄養相談などニーズに応じた相談体制の整備に努めます。

④消防本部・消防団

消防本部および消防団の任務は、地域を火災等の災害から守ることであり、消防団は地震・津波や風水害等の大規模災害時にも消防署員とともに消防・救助活動にあたります。また、災害時以外には火災の予防や市民に対する啓発など幅広い分野で活動しており、地域の消防・防災のリーダーとしての役割を果たします。

(3) 地域の役割

①町会（自治会）

日頃から避難支援登録者と支援者の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを自主防災組織と連携し実施します。また、民生委員・児童委員や地区福祉委員等と連携し、災害時要援護者の見守り活動をおこないます。

災害発生時には、自主防災組織や地域住民と協力して、避難支援登録者の避難誘導、安否確認をおこないます。

②自主防災組織

自主防災組織は、町会（自治会）が中心となり、市民どうしの協力により地域の防災活動を効果的におこなうための組織です。日頃から避難支援登録者と支援者の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認、避難訓練などを町会（自治会）と連携し実施します。

災害発生時には、避難情報を支援者に伝えるとともに町会（自治会）や地域住民と協力して、避難支援登録者の避難誘導、安否確認をおこないます。

③民生委員・児童委員

日頃からの声かけ、安否確認等を通じて災害時要援護者の見守りをおこなうとともに、町会（自治会）や自主防災組織に協力し、避難支援登録者の個別支援計画を作成します。

災害発生時には、避難所において災害対策本部の行政職員等に協力し、災害時要援護者の相談に応じます。

④地区福祉委員会

地区内の市民福祉の向上を目的とする自主的な市民組織であることを生かし、小地域ネットワーク事業の実施等を通じて、日頃から地域内における関係団体間の連携・協力体制の構築を進めます。

⑤支援者

避難支援登録者を日頃から見守り、災害のおそれがある場合には自主防災組織からの避難情報を受け、避難支援登録者に情報を伝達し、避難の際には、避難行動を支援します。

⑥事業所等

地域の事業所等はそれぞれの立場で被害の抑止等に最大の努力を払い、日頃から災害に備え災害対策を確立しておくことが必要です。また、地域住民や町会（自治会）等との協力体制の確保に努め、連携を図ることが大切です。

(4) 関係機関・団体の役割

① 民生委員・児童委員協議会

「災害時一人も見逃さない運動」への取り組みに引き続き努めるとともに、地区福祉委員会、町会（自治会）、自主防災組織など地域の関係団体との連携強化を進めます。

緊急時には、地区委員会で保管している「避難支援登録者名簿（民児協地区委員会保管用）」を開示し、安否確認をおこなうことから組織的な連絡体制を整備します。

② 社会福祉協議会

日頃から地区福祉委員会や民生委員・児童委員協議会などのさまざまな地域福祉関係団体の連携を支援します。

災害発生時には、市と連絡調整を図り、避難所や被災者等のニーズを的確に把握しながら、ボランティア活動をおこなおうとする人を受け入れるとともに、ボランティアが効果的に活動できるようコーディネート体制を整備します。

③ 社会福祉施設・福祉サービス事業者

社会福祉施設や福祉サービス事業者等は、日頃から施設等利用者に対する災害時の対応方法について定めておくとともに、災害時に自らが保有する資機材や福祉車両等を活用して避難支援が実施できる体制の整備に努めます。

また、行政からの要請に基づき災害発生時における要援護者の一次的な避難施設として体制を整え、可能な範囲で災害時要援護者を受け入れるとともに、市や地域組織に協力し、災害時要援護者等からの相談に対応します。

④ 地域包括支援センター・相談支援機関

平常時から災害時要援護者の避難支援に関する制度の周知を図るとともに、災害発生時においては要援護者に対する災害情報、避難情報の提供や避難生活における各種相談への対応、継続的な福祉サービスの提供に向けた関係機関との調整などに努めます。

⑤ 医療機関

入院者や来院者に対する災害時の対応方法について定めておくとともに、災害発生時においては負傷者の受け入れや地域の緊急医療体制への支援協力等に努めます。

⑥ ボランティア団体等

社会福祉協議会と連携し、被災した要援護者へさまざまな支援活動をおこないます。

(5) 要援護者自身の役割

災害時に災害時要援護者の身を守り、円滑な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、災害時要援護者やその家族等の日頃の備えも必要です。このため、災害時要援護者やその家族等は次にあげるような内容を参考にしながら災害に対する備えに取り組むように、本市では災害時要援護者や地域住民への啓発に努めます。

①隣近所や地域の支援者等との関係づくり

最寄りの民生委員・児童委員や自主防災組織のリーダー等がだれであるか把握しておきます。また、地域のさまざまな組織や団体と日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境をつくっておきます。市や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておきます。

②必要な支援内容の伝達

災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、個別支援計画の作成の際にはなるべく詳しく支援の必要な内容を民生委員・児童委員や町会（自治会）の人などに伝えるようにします。

③避難経路の確認

自宅から避難所等までの経路を家族や支援者等とともに実際に歩いてみて、事前に確認します。

④非常持ち出し品等の準備

災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に備えておきます。特に薬や医療器具など特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておきます。

⑤災害に備えた備蓄

1人1日3リットルを目安として、最低1日分、できれば3日分をペットボトル等の容器に常時用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。

缶詰や保存食、菓子など、電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な食料を最低1日分、できれば3日分備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。

⑥外出時の備え

外出した際に災害に遭う場合も考えられます。外出時には周りの環境がふだんと大きく異なることから、より一層、周囲の人の支援や協力が必要となることが想定されます。このため、周囲の人に速やかに支援してほしい内容などを伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載したカードやブザーなどそれぞれの状態に応じて必要な物を携帯します。

⑦住宅の安全対策

地震に対しては建物の耐震性を確保することが何よりも重要です。住宅の耐震診断を受け、必要があれば耐震改修や補強をおこない、門柱やブロック塀などについても同様に対応します。窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておきます。

家具や大型の電気製品は、市販の固定器具等を使用して確実に固定します。家具等を固定できない場合は、倒れても被害を受けられないような配置などを考えます。また、家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止等の措置をとっておきます。

3. 要援護者情報の収集と共有

(1) 要援護者情報の収集目的

災害時要援護者のなかでも特に避難支援を必要とする人に対しては、災害発生のおそれがあるときから避難準備情報の伝達が必要です。また、災害発生時には、避難誘導や安否確認、避難所等での支援を的確におこなうことが重要です。

そのため、要援護者を対象とした各種施策を所管する福祉担当部門と防災担当部門の連携を通じて災害時要援護者情報を一元的に集約し、関係各課と地域の町会（自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会など関係団体間で必要な情報を共有することにより、平常時からの避難支援登録者数の把握や、災害発生時における避難支援登録者一人ひとりに対する必要な支援を迅速かつ的確におこなうことが可能となります。

(2) 要援護者情報の収集・共有の方法

災害発生時に避難誘導などの支援を的確におこなうためには、災害時要援護者に関する情報の収集とリスト化（要援護者リスト）、避難支援登録者名簿の作成が必要です。

◆情報の収集・共有方式

1. 同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。要援護者一人ひとりと直接、接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。

2. 手上げ方式

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障害等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

3. 関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員・児童委員などの関係機関等の間で共有する方式。

(平成18年3月「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（内閣府等）」より)

(3) 避難支援登録者名簿の作成

①要援護者リスト

災害時要援護者の情報は、本市福祉担当部門において高齢者や障害のある人などの要援護者それぞれについて個別に把握していることから、防災担当部門が福祉担当部門や関係機関から要援護者情報を一元的に収集し、重複情報など情報内容を整理・統合したうえで「要援護者リスト」を作成します。

次に作成された「要援護者リスト」をもとに「避難支援登録者名簿」への登録が必要な要援護者について、同意方式により本人の意向を確認します。

②避難支援登録者名簿

地域への情報提供に関する同意が得られた避難支援登録者情報のほか、個別支援計画の支援者情報も含めた統括的な名簿である「避難支援登録者名簿（全体版）」を防災担当部門が作成します。なお、個別支援計画の作成については、本人からの申出や、本人への聴き取り調査を基本としておこないます。

次に「避難支援登録者名簿（全体版）」をもとに、町会（自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員ごとに「避難支援登録者名簿（地域用）」を作成します。また、緊急時に備えて、民生委員・児童委員協議会地区委員会用に「避難支援登録者名簿（民児協地区委員会保管用）」を作成します。

なお、個人情報保護の観点から、対象者の範囲や名簿の具体的な活用方法等については、貝塚市個人情報の保護及び情報公開審査会からの意見を尊重します。

(4) 情報共有

支援者一人ひとりに対する避難誘導や安否確認、避難所等での必要とされる支援を的確におこなうため、防災担当部門が作成した「避難支援登録者名簿（全体版）」を関係各課で共有します。

(5) 避難支援登録者名簿の外部提供

地域において、災害時の避難支援・安否確認や個別支援計画作成に活用するため、市内の各地区（おおむね小学校区）ごとに同意者・申出者のデータをまとめた「避難支援登録者名簿（地域用）」を各地区（町会（自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員）に外部提供します。この名簿には、対象者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、要援護者区分等といった必要最低限の情報のみが記載されています。

なお、外部への情報提供であるため、個人情報保護の観点からの配慮が必要であり、各地区での名簿保管者全員から、個人情報保護に関する誓約書の提出を求めることとします。

また、民生委員・児童委員協議会の地区委員会に対し、震災等の大規模災害発生時に備え、すべての避難支援登録者が網羅された「避難支援登録者名簿（民児協地区委員会保管用）」を提供します。これは、震度5強以上の地震発生時などで被害状況が甚大であり、避難支援登録者の生命、身体、財産の保護上、緊急に必要な際、地域で活用するために、保管しておくための名簿となります。

(6) 災害時要援護者情報の管理

「同意方式」や「手上げ方式」にて情報を収集した災害時要援護者情報は、市においては災害発生時の状況を考慮し、電子データと紙媒体の双方で保管・管理します。

また、災害時要援護者情報はプライバシーに十分配慮し適切に管理するとともに、適宜情報を更新していきます。

(7) 避難支援登録者名簿の活用

地域において、避難支援登録者名簿を活用して個別支援計画を作成するとともに、災害時に備えて、支援者・避難支援登録者への情報伝達体制の整備、避難支援登録者情報を図示化した福祉・災害マップの作成、支援者・避難支援登録者も含めた避難訓練の実施などに活用します。

また、作成した福祉・災害マップ等を用いて、民生委員・児童委員協議会や地区福祉委員会等と協力しながら、平常時における避難支援登録者の見守り活動をおこないます。

こうした活動を効果的におこなうためには、名簿登録への同意率の向上が重要です。そのため、名簿に登録されていない人であっても支援が必要であると思われる災害時要援護者に対しては、地域で名簿への登録を働きかけます。また、本市でもあらゆる機会をとらえて名簿への登録を積極的に促し、避難支援登録者名簿の充実に努めます。

(8) 緊急時の情報提供

震度5強以上であって、しかも、住宅等の広範な倒壊や火災の発生に伴い、交通網の寸断や電気・水道・ガスなどのライフラインの途絶など都市機能が壊滅的な被害を受け、人的被害も多発している場合など、緊急かつやむを得ない場合に限り、災害時要援護者の生命・身体を保護するために本人の同意を得ることなく、救出活動等をおこなう専門機関に対し、「要援護者リスト」や「避難支援登録者名簿（全体版）」などの必要な情報を提供するものとします。

4. 個別支援計画の作成

(1) 作成の目的

災害発生時またはそのおそれが高まったときに、要援護者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するためには、避難などについて特に人的な支援を要する要援護者一人ひとりについて、だれが支援して、どこに避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。

このため、避難方法などについて避難支援登録者本人、その家族等とともに、個々に対応する支援者や支援に関する必要事項等を示した個別支援計画を作成します。

(2) 作成の推進

個別支援計画の作成は、本市が作成する「避難支援登録者名簿（全体版）」に登録された本人からの申し出や、本人への聴き取り調査を基本としながら、町会（自治会）および自主防災組織が実施主体となり、民生委員・児童委員協議会の地区委員会、地区福祉委員会の協力・支援を得ながら推進していきます。

(3) 個別支援計画の内容

個別支援計画には、氏名、住所、生年月日等の基本的項目のほか、避難支援に必要な次に掲げる事項を記載します。

- | | |
|-----------------------------|--|
| ○町会（自治会）、自主防災組織、担当民生委員・児童委員 | ○継続している医療や福祉サービス、日常の介護者 |
| ○ふだんいる部屋や寝室の位置 | ○避難時に必要な生活用具・薬など |
| ○自宅付近の一時的な避難場所と指定された避難場所・施設 | ○情報伝達する際に、注意すること |
| ○避難を手伝ってくれる人（支援者） | ○避難先で注意すること |
| ○かかりつけの医療機関 | ○支援者や市の福祉部門、防災部門と支援者への情報を提供することについての災害時要援護者本人からの同意確認 |
| ○担当ケアマネジャー | ○支援者の情報を地域へ提供することについて、支援者本人からの同意確認 |
| ○緊急時の家族などの連絡先 | |

(4) 支援者の選定

支援者とは、災害時要援護者への災害情報の伝達や避難誘導を実際におこなう人たちのことをいい、近隣や町会（自治会）の人など、できるだけ身近な人たちが望ましいものと考えられます。日頃からの声かけや見守り活動などにより、災害時要援護者とのコミュニケーションを図り、要援護者との信頼関係を深めておくことが必要です。

支援者は、風水害などあらかじめ避難することが可能な状況の場合、要援護者へ避難情報を伝えて避難を促したり、避難所までの避難を支援する役割を担います。また、地震・津波等の突発的に発生した災害の場合は、まずは支援者自身と家族の安全を確認・確保した後に、要援護者の安否を確認します。万一、倒壊家屋等からの救助など専門的な救援活動が必要な場合は、速やかに消防等の専門機関に連絡するものとします。

なお、支援者はあくまでもボランティアとして活動するもので、時間帯や災害の状況によって、要援護者一人に対し複数の支援体制を想定しておくことが必要です。

(5) 身近な避難場所の設定

災害発生時には、本市が指定した避難所までの避難経路が天候等により通行できない場合（豪雨時の増水など）や、身体の状態により避難が困難となる場合が想定されます。このため、各地域で応急的な避難場所として活用できる建物等をあらかじめ決めておくことも大切です。

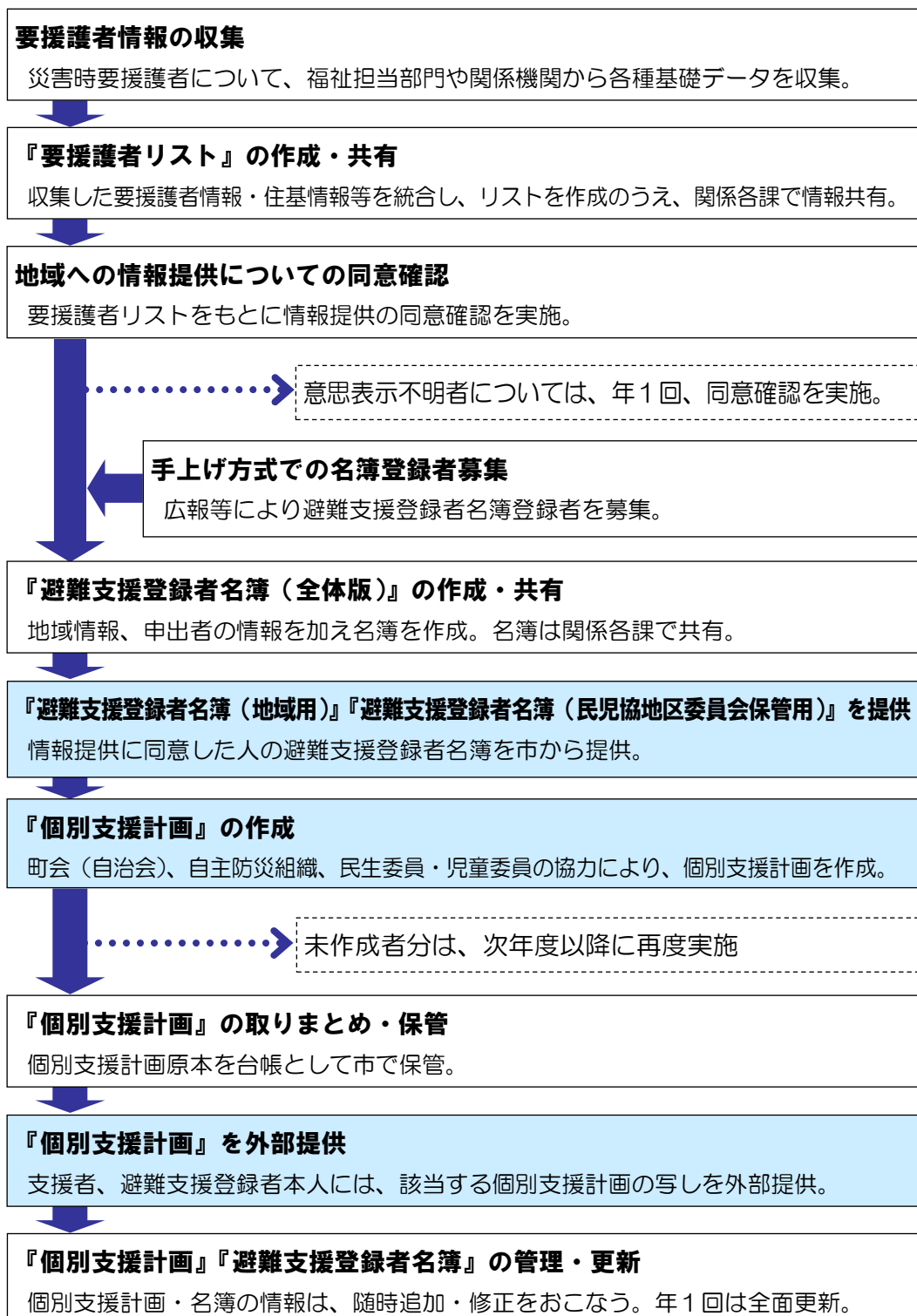
(6) 個別支援計画の保管

本市は、提出された個別支援計画に基づき、「避難支援登録者名簿（全体版）」に個別支援計画作成の有無と支援者情報を追加するとともに、作成した個別支援計画原本を台帳として整備し、防災担当部門で保管します。

(7) 情報の共有と更新

個別支援計画の写しは、福祉担当部門の各担当課や避難支援登録者本人、支援者が共有します。また、避難支援登録者の転居や支援者の変更など、本人や支援者から変更の届出があった場合には、随時修正をおこないます。さらに、年1回は内容の確認と更新をおこなうなど、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために個別支援計画の適切な情報更新に努めます。

◆要援護者情報の収集から個別支援計画作成までの流れ



5. 避難情報の伝達と安否確認

(1) 避難情報の種類

本市（防災担当部門）は、大規模な地震・津波災害の発生、または災害の発生が予測される際に、迅速に、またより安全な場所へ市民の避難を促し、避難誘導體制を確保するため、避難情報を発表・発令し、関係機関および市民に周知します。

1. 避難準備情報

避難勧告または避難指示の発令に先立ち、避難に時間を要する災害時要援護者を安全かつ円滑に避難および避難誘導させるために発表し、支援者・避難支援登録者に伝達します。

- 河川・ため池で警戒水位に達したとき
- 台風が接近し、風速が20メートルに達するなど洪水・高潮により被害が発生するおそれがあるとき

2. 避難勧告

災害が発生したとき、または災害の発生が予想されるとき、被災地域や被災するおそれがある区域の市民等に対し、より安全な場所への避難を促すために発令します。

3. 避難指示

被害の状況が「避難勧告」発令時より悪化したとき、または危険が切迫しているとき、「避難勧告」より拘束力が強い「避難指示」に切り替えて発令します。

これらの発表等の基準については、一律に適用するものではなく、災害の種別および対象とする場所や河川等の特性をふまえ、それぞれ判断基準を定めるとともに、運用面においても、さまざまな状況を勘案のうえ避難情報を発表するものとします。

(2) 避難情報の伝達体制と伝達手段

避難情報の伝達体制については、地域の災害環境に配慮するとともに、災害時要援護者の特性をふまえ、迅速かつ確実に要援護者や支援者に伝達するよう整備します。

避難情報の伝達手段については、防災行政無線や広報車両などを活用するとともに、報道機関の協力を得て市民、関係団体等へ広報します。加えて、本市のホームページにおいて随時、関連情報を発信します。

また、大阪府が運営するおおさか防災ネットの「防災情報メール配信サービス」により災害発生時の避難勧告・指示情報や気象警報・注意報などが配信されていることを受けて、広報などを通じて災害時要援護者を含む市民等にメール配信サービスへの登録を呼びかけます。

なお、町会（自治会）や自主防災組織の代表者、福祉施設・サービス事業者等に対し避難情報を直接伝達する体制整備に向けて、今後そのあり方についての検討を進めるものとします。

(3) 要援護者に対する情報伝達ルート

避難情報については、本市から町会（自治会）や自主防災組織を通じて、支援者や避難支援登録者に伝達することとします。緊急時や適切な情報伝達手段がない場合は、支援者が避難支援登録者宅を直接訪問して避難情報を伝えるなど、確実に情報を伝達する必要があります。また、視覚障害や聴覚障害のある人には、メール・ファックス等により、直接情報を配信します。

あわせて、民生委員・児童委員協議会の地区委員会、社会福祉協議会の地区福祉委員会、当事者団体など、福祉関係機関・団体のネットワークを活用し、確実に情報が伝達する体制を整備します。

(4) 安否確認情報

①基本的な考え方

《風水害など》

本市から避難情報が発表・発令された場合、地域の町会（自治会）、自主防災組織等は「避難支援登録者名簿（地域用）」をもとに、支援者や避難支援登録者への情報伝達をおこないます。

また、浸水等の被害が拡大した際には、安否確認をおこない、避難支援登録者の被災状況について速やかに本市防災担当部門に連絡するものとします。

本市防災担当部門および福祉担当部門では、地域からの安否確認情報に応じて、必要な対応を講じます。

《大規模地震・津波発生時など》

まずは風水害などと同様の対応をします。そのうえで、住宅等の広範な倒壊や火災の発生に伴い、交通網の寸断や電気・水道・ガスなどのライフラインの途絶など都市機能が壊滅的な被害を受け、死傷者など人的被害も多発している場合など（震度5強以上の震災など）、避難支援登録者の生命、身体、財産の保護のために緊急を要するときには、民生委員・児童委員協議会の地区委員会で保管している「避難支援登録者名簿（民児協地区委員会保管用）」を活用し、町会（自治会）や自主防災組織等と協力し、すべての避難支援登録者の安否確認をおこなうものとします。

②安否確認体制の整備

町会（自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員は、日頃からの見守り活動を通じて避難支援登録者の所在や避難先となりうる場所などを把握し、地域における情報の集約を図り、本市の安否情報対応窓口（防災担当部門）へ円滑な情報提供ができる体制を整えておく必要があります。支援者は、避難支援登録者の安否情報を迅速に報告できる連絡体制を整えておく必要があります。

また、緊急時はすべての避難支援登録者の安否確認も必要であるため、民生委員・児童委員協議会の地区委員会で保管している「避難支援登録者名簿（民児協地区委員会保管用）」を開示し、町会（自治会）、自主防災組織等の地域関係者と連携して安否確認をおこないます。そのための連絡体制も整えておく必要があります。

6. 避難所における支援

(1) 避難誘導の手段・経路

災害発生時や避難情報を発表・発令した場合、避難支援登録者については、個別支援計画に基づいて支援者と地域住民が連携して避難誘導をおこないます。それ以外の災害時要援護者については、近隣関係にある市民どうしの日頃からの人と人とのつながりにより避難を促すことを基本とします。

このため、平常時から町会（自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、行政などの役割分担を明確にしながら連携して対応することが大切となります。また、災害時要援護者自身が、日頃から避難所までの避難経路の確認に努めることも重要です。

(2) 避難所の種類

① 一時的な避難場所

災害発生時に一時的な集合場所としたり、本市が指定する一時避難地や広域避難地、避難所、福祉避難所まで避難することが難しいときに避難する場所であり、町会（自治会）など地域で独自に決めた地域内の集会所や広場などがこれにあたります。

② 避難所等（避難所補完施設・一時避難地・広域避難地を含む）

災害発生時やそのおそれがある際に、地域住民が一時的に避難生活を送ることが可能な施設として市が地域ごとに指定した施設であり、学校や公民館、公園・広場、その他の公共施設がこれにあたります。

③ 福祉避難所

災害時要援護者が、一般の避難所や避難地で避難生活をおこなうことが困難であり、特別な配慮を必要とする場合に市が開設する避難所で、本市では市民福祉センターを二次的な避難施設として選定しています。必要時に開設し、本人と介護者が避難生活を送ることができます。

④医療機関・福祉施設

災害時要援護者が、福祉避難所でも避難生活を送ることが困難であり、継続的な医療・福祉サービスを必要とする場合は、一時的に医療機関への緊急入院や福祉施設への緊急入所をおこないます。

(3) 避難所等における支援

災害時要援護者の特徴やニーズは一人ひとりの対象者によって異なり、一律的なものではないことから、避難所等における支援対策においても環境整備が必要となります。

また、災害時要援護者のニーズを把握するため、避難所で相談を受け付けることが求められます。さらに、避難所での情報提供の際、視覚障害や聴覚障害のある人、日本語が理解できない外国人などについては、情報伝達方法に特段の配慮が必要です。

なお、避難生活が長期化する場合は心身の健康管理や健康相談などをおこないながら、必要に応じて福祉避難室の設置や福祉避難所等への移送が必要となります。

①相談窓口の設置

災害時要援護者の支援ニーズは一人ひとり異なり、また心身の状態等によっても異なることが考えられます。このことから、本市は、支援ニーズを迅速かつ正確に把握するために専門の相談窓口を設け、民生委員・児童委員や地区福祉委員会、地域包括支援センターなど福祉関係者、支援者の協力を得て避難所での相談体制を整えます。

②情報提供

避難所では情報が不足することにより災害時要援護者が必要以上に不安を抱くことが想定されることから災害や避難生活に関わる情報を的確に提供する必要があります。

このため、本市は情報提供にあたって、災害時要援護者一人ひとりの心身の状態等に配慮し、紙媒体や音声・文字・手話などさまざまな方法を用いて実施します。

また、掲示物や紙媒体での情報提供では、文字を大きくしたりイラストを用いるなどして、子どもから高齢者まで、だれもがわかりやすい表示に努めます。

③福祉避難室の設置

災害時要援護者が避難所での集団生活が困難である場合、応急的措置として避難所の教室・保健室等を活用し、要援護者のための区画されたスペースを用意し、福祉避難室として対応することを検討します。

④福祉サービスの継続

災害時要援護者は、避難所生活においても生活を維持するために福祉サービスが必要となります。このため、本市は関係機関や福祉施設・サービス事業所等と協力し、適切な福祉サービスを確保・継続できるように努めます。

⑤こころのケア

被災した体験や慣れない避難所での生活が続くことにより、身体的な疲労はもとよりストレスの蓄積により体調の変化や心的外傷後ストレス障害（PTSD）への進行が懸念されることから、本市は、専門家の協力を得ながら災害時要援護者のこころのケアに向けた相談に努めます。

⑥健康管理

避難所生活は、避難者や支援関係者など多くの人たちが出入りすることから、災害時要援護者の健康管理のほか、栄養対策、感染症対策、食中毒対策などの予防対策が大切です。このため、本市は、関係機関と連携しながら効果的で継続的な保健活動をおこないます。

⑦避難所以外の災害時要援護者への支援

被災した災害時要援護者のなかには、他人との共同生活が難しいなどの理由から避難所外の自家用車や自宅敷地内で避難生活を送る人が出てくるものと予想されます。このため、本市は関係団体・事業者等と連携し、こうした避難生活を送る要援護者の所在や支援ニーズを把握し、必要な情報提供や各種の調整を図るなど、適切な対応に努めます。

⑧福祉避難所・医療機関等への移送

本市は、障害の重度化や合併症の予防等の観点から、医師、歯科医師、看護師、保健師、薬剤師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、その結果によっては福祉避難所や福祉施設、医療機関への移送を検討します。

(4) 福祉避難所

①福祉避難所とは

大規模な地震や津波、土砂崩れ、豪雨災害など災害救助法が適用されるような大規模災害が発生した場合に、避難所等での生活が困難で特別な配慮を必要とする災害時要援護者を対象に設置する避難所で、本市では市民福祉センターを福祉避難所として選定しています。

②受入対象者と支援内容

避難所等での生活が困難な高齢者や障害のある人などの要援護者本人と、本人を介助する家族（必要最少限の人数）が対象となります。

本市は、福祉避難所で要援護者の状態に応じた居室の提供、情報伝達、相談対応、支援物資の提供などをおこないます。

なお、福祉避難所の施設配置や支援内容のあり方については、災害時要援護者や支援者など市民とともに今後検討を進めていくものとします。

③平常時および災害時の対応

《平常時の対応》

平常時においては、災害時要援護者や支援者など市民に対し、市民福祉センターが災害時の福祉避難所となることを広く周知に努めます。

《災害発生時の対応》

福祉避難所として指定されている施設（市民福祉センター）の被害状況を確認し、受入可能人数をとりまとめると同時に、避難所等での生活が困難な高齢者、障害のある人などの状況を確認し、福祉避難所開設の判断をおこないます。

福祉避難所を開設するために、災害時要援護者受け入れのためのスペースの確保、供与が可能な設備・備品・必要物資の準備、移送手段の確保など、支援体制を整備します。

7. 今後の展開



大規模な災害が発生したときの要援護者への支援は、要援護者が住んでいる地域が中心となっておこなう必要があります。本市では地域ぐるみの支援体制づくりを推進するため、要援護者避難支援の基本方針となる本計画を作成しました。

今後は本計画に基づき避難支援登録者名簿、個別支援計画等の作成を進めていくとともに、平常時も含めた要援護者への支援を確立するため、以下のような施策を推進していきます。

(1) 福祉・防災マップの作成

災害発生時に高齢者や障害のある人などへのきめ細やかな対応を図るためには、市民の生活状況をよく把握することが重要です。このため、地域で暮らす市民自身の手による各地域の福祉・防災マップの作成を促進します。

(2) 要援護者が参加した地域防災訓練の実施

単なる避難訓練だけでなく、要援護者支援対策を念頭に置いた地域の防災訓練に対する支援・協力をおこない、要援護者本人や支援者、地域に対し、日頃から防災に対する意識啓発に努めます。

(3) 災害発生後の支援活動策の検討

災害発生後、要援護者は避難先での生活で暮らしにくい状況が発生することが多いため、個々の状況に応じた支援対策が必要となります。災害発生後の健康相談、生活相談をはじめ、要援護者相談の窓口を設置するなど、各種の支援活動策を検討していきます。

(4) 人材の育成（自主防災組織、ボランティア団体等）

自主防災組織の育成を支援するとともに、専門的な知識や技術（医療、無線、語学など）を持ったボランティアや社会福祉協議会が体制整備を進める福祉救援ボランティアなどの協力を得て災害ボランティアを組織化し、災害時や災害後の被災者への支援体制を整えます。

（５）福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害のある人などが避難するうえで制約となる道路の段差、主要施設の階段などの障壁（バリア）を取り除き、避難に援護を必要とする人びとも安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

（６）災害時要援護者に対する意識の高揚

防災訓練やコスモス市民講座などの開催などにより、市民の災害時要援護者への理解を深めます。特に、地域の支援者は避難施設等において、要援護者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて柔軟な対応を心がけるものとします。

（７）施設入所・通所者への対応の検討

災害時における施設入所・通所への対応について、福祉サービス事業者等に対し、災害時における要援護者への対応に関する研修や実践的な訓練の実施を働きかけます。また、各種福祉施設が定員を超過して要援護者を受け入れざるを得ない場合などに備え、福祉施設、福祉サービス事業者等との緊密な連絡体制を整備します。

さらに、大規模災害時においては、福祉施設や福祉サービス事業者も被災し、福祉サービスの継続のために必要な人員や施設の確保が困難となる場合なども想定されるため、事業継続計画（BCP）の策定に向けた取り組みを促進します。

參考資料



1. 貝塚市を取り巻く現状と課題



計画策定にあたって実施した介護保険認定者と障害者手帳所持者を対象にしたアンケート、関係団体・事業者へのヒアリング、その他関連資料・データなどをもとに、災害時要援護者の避難支援に向けた本市の現状と課題について整理すると、次のように概括することができます。

◆「災害発生時における要援護者の避難支援に関するアンケート調査」実施概要

調査目的	災害発生時に自力で避難できない市民を対象として、日常生活の様子や防災への意識・取り組み、災害発生時の支援の希望などをお尋ねし、計画策定のための基礎資料とするために実施しました。
調査対象	介護保険要介護・要支援認定者 1,000名 各種障害者手帳所持者 500名 合計 1,500名（両対象者とも無作為抽出） ※参考（抽出母数） 介護保険認定者 3,317名（平成22年4月末現在） 障害者手帳所持者 4,907名（平成22年5月末現在、種別間の重複を含む）
調査方法	調査票をメール便にて配布し（一部対象者には直接配布）、無記名自記式で回答のうえ、返送してもらいました。（礼状兼催告はがきをメール便による配布対象者に1回郵送）
調査期間	平成22年9月24日（金）から平成22年10月8日（金） ※10月25日（月）到着分をもって最終的に回収を締め切りました。
回収結果	配布数 1,500件〔うち調査票到達数 1,476件、調査票不達数 24件〕 回収数 1,004件〔うち有効回答数 991件、無効回答数 13件〕 ※発送数に占める有効回答率 66.1%

◆「貝塚市災害時要援護者避難支援計画策定にかかるヒアリング」実施概要

調査目的	アンケート調査で得られた結果を質的に掘り下げ、災害時要援護者の避難支援に関する取り組みの現状や課題などを明らかにするため、関係団体・事業者を対象とした聞き取り調査と記述式アンケートを実施しました。
調査対象と実施日	①当事者団体 貝塚市老人クラブ連合会 : 平成22年12月13日 貝塚市障害児者団体連絡会 : 平成22年12月20日 ②地域での社会福祉を目的とする団体 貝塚市町会連合会 : 平成22年12月15日 貝塚市民生委員・児童委員協議会 : 平成22年12月10日 貝塚市社会福祉協議会、同地区福祉委員会会長連絡会 : 平成22年12月14日 貝塚市社会福祉協議会ボランティア連絡会 : 平成22年12月15日 ③福祉施設等の関係者 高齢者福祉施設、地域包括支援センター : 平成22年12月14日 貝塚市内障害児（者）施設連絡会 : 平成22年12月14日 障害者相談支援事業所（生活支援センター） : 平成22年12月20日

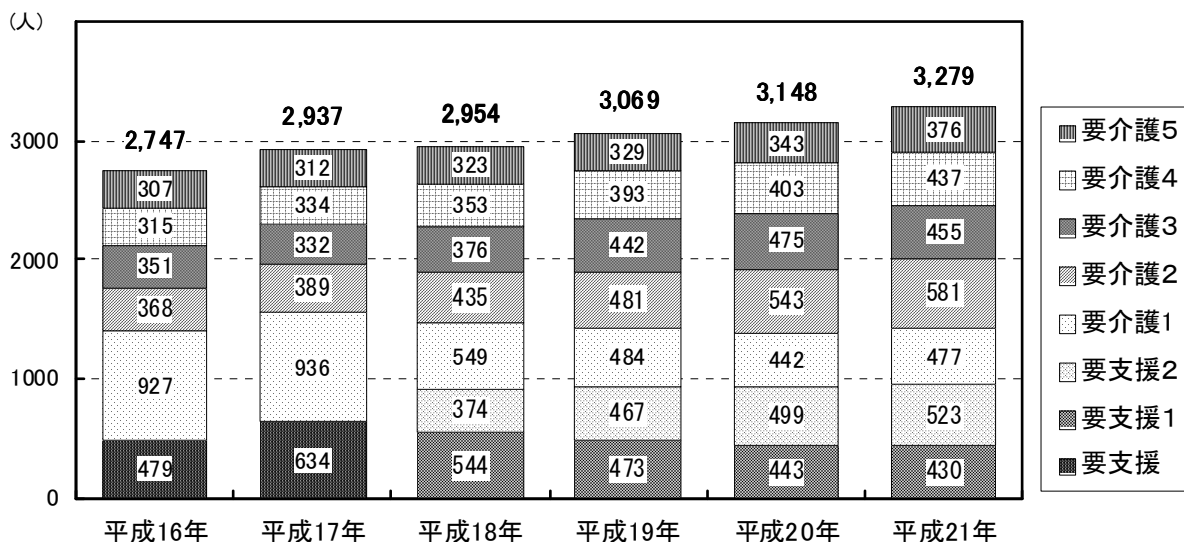
(1) 避難支援対象者の状況

《関連資料・データより》

人口の高齢化とともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみ世帯が増加しています。特に既成市街地や公営住宅の入居者など、地区によっては急速に高齢化が進んでいます。また、介護保険制度の要介護・要支援認定者も増加傾向が続いています。

このため、災害発生時のみならず平常時における要援護者の支援に向けて、地域福祉活動の推進を通じた住民相互の支えあいを日常的に展開し、高齢者を地域全体で見守り、支えることができる地域ケア体制の整備を図っていく必要があります。

要介護等認定者数の推移

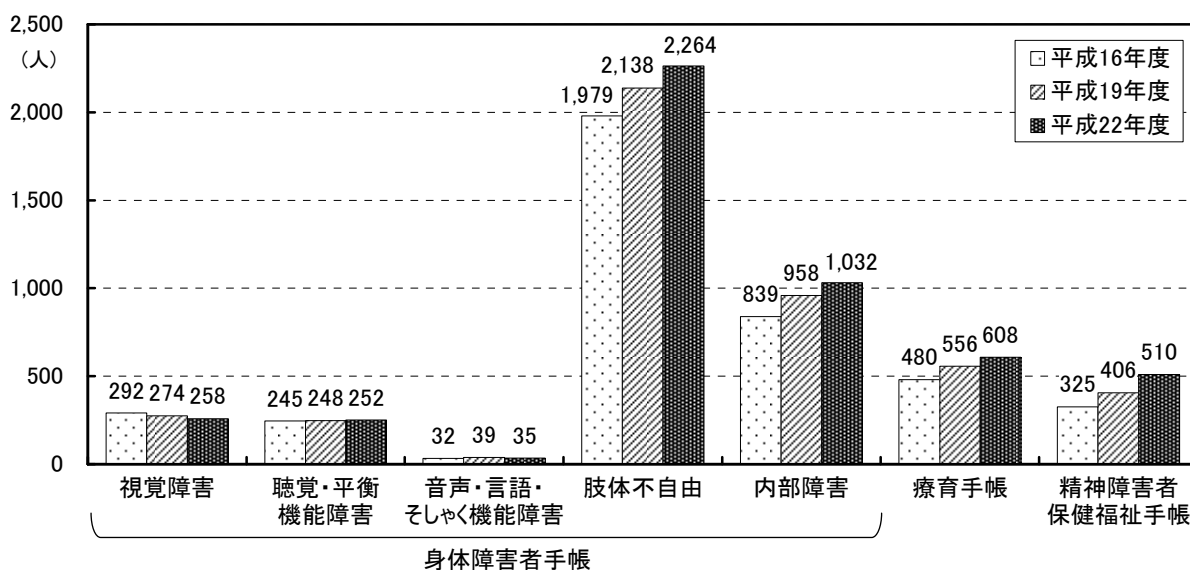


※介護保険事業状況報告（各年とも12月） 平成18年度の制度改正にともない、認定区分が変更されている

障害のある人は長期的に増加する傾向にあり、障害の重度化や重複化が進むとともに、本人・家族の高齢化が進みつつあります。また、障害者施策の対象は、発達障害や高次脳機能障害のある人、難病患者など今後拡大される方向にあります。

災害時における支援にあたっては、障害特性に応じて情報伝達や避難誘導、避難所における対応等が異なることから、要援護者個々の障害特性の理解やその人の立場に立ったより適切な対応の仕方など、障害のある人に対する正しい認識を深めていくことが求められます。

各障害者手帳所持者数の推移



※障害福祉課 平成16年度・19年度は3月末現在、平成22年度は10月末現在

また、外国人住民についても中国系居住者など新規入国者の増加傾向が続いており、これらに関して災害関連情報の多言語化を図ることなどが今後求められるものと思われます。

《要援護者アンケートより》

ひとり暮らしの人が2割、家族と同居している場合でも昼間はひとりになる人が1割みられ、日中は自宅にいることが多いという人が3人に2人となっています。また、回答者（調査対象者）以外の要援護者が家族にいるという人は4割を占めています。

何らかの介護・介助・支援を必要とする人が8割近くを占めており、障害者手帳を所持している人は介護保険認定者についても半数を占めています。

ひとりだけで屋外を移動できないという人が80歳以上の人、要介護1以上の認定者、身体障害者手帳1・2級の所持者など回答者全体の半数を占めています。また、90歳以上の人や要介護1以上の認定者、知的障害のある人などでは、急な環境変化への対応が困難で、周囲の出来事をすぐに把握・理解できず、情報入手やコミュニケーションの際に配慮を必要とする人が多くを占めています。

災害発生時の避難先について知っている人は半数にとどまり、このうちひとりだけで避難できる人が4割と、全体の3割の人しか自力で避難できない現状にあります。また、ひとりでは避難できないという人が多い属性は、80歳以上など年齢が高い人、要介護1以上の認定者、身体障害者手帳1・2級の所持者、視覚障害や聴覚・平衡機能障害のある人などとなっています。

《関係団体・事業者ヒアリングより》

地域の高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者など高齢者のみで暮らす世帯が増えて
います。また、地域に長く暮らす人びとの間では親しい人間関係が形成されていま
すが、若い世代や新たに転入してきた人などで地域組織に関わらない人が増え、また従
来から暮らす人でも地域組織から脱退する動きがみられるなど、人と人とのつながり
が希薄化しつつあります。

このため、住民どうしがふれあう機会の充実や地域組織への加入の働きかけなどが
重要視されています。

(2) 災害への不安と備え

《要援護者アンケート調査より》

地震に対して不安を感じる人は6割、風水害についても半数の人が不安に感じてい
ます。特にひとり暮らしの人や木造住宅で暮らしている人で災害への不安を感じる人
が多くみられます。

昭和56年の建築基準法施行令改正（新耐震基準）以前に建てられた住宅に住んでい
る人が4割以上を占めており、災害発生時の具体的な不安点としても自宅など建物の
倒壊をあげる人が6割弱と多くなっています。またこれに次いで、食料や水の不足、
家族との連絡の途絶、慣れない場所での避難生活、避難時の困難が予想されること、
情報伝達や救援の遅れなどについて不安を感じる人が多くみられます。

こうした災害への不安に対し、家庭で準備していることとしてラジオや懐中電灯な
どの避難用具を用意しているという人が4割みられますが、避難場所や避難路を確認
している、非常時の家族の集合場所を決めているなど、その他の備えをしている人は
わずか1割前後にとどまっています。

《関係団体・事業者ヒアリングより》

臨海部の低地や河川・ため池周辺において風水害の際の洪水・浸水被害が懸念され
るとともに、建築年数が古く耐震性の低い家屋が多い地区を中心に地震による家屋の
倒壊への不安が高くなっています。

また、山間・山麓部や傾斜地における土砂災害、臨海部における津波、埋め立て地
の液状化など、地区によって不安に思われる災害は異なっており、災害の種類に応じ
た避難支援対策の検討が必要とされています。

防災訓練、講演会など各地区で防災対策が進められていますが、一方で近年大きな
災害が起こっていないことから防災に対する市民の意識が希薄になっているとの指摘
があります。

福祉施設や相談支援・サービス事業者からは、施設利用中に災害が発生した際の利用者の避難誘導、家族等との連絡や帰宅、夜間の対応などについての課題が示されるとともに、医療的ケアが必要な要援護者の受け入れ先など災害時の医療体制面での不安をあげる声が寄せられています。

(3) 地域とのつながりと支援体制

《要援護者アンケート調査より》

いざというときに同居家族以外で頼りにできる人として、近くに住む家族や親戚、隣近所の人、福祉サービス関係者、友人・知人の順で多くあげられており、要援護者がごく近隣での人間関係を頼りにしている様子が見えます。

これに対し、町会（自治会）の人や民生・児童委員、地区福祉委員については頼りにしているという人が現状では1割に満たない状況となっていますが、地域で福祉や防災に関して活動している人との交流がないという人が過半数を占めるなど、地域とのつながりが少ない要援護者が多くを占めていることが背景にあるものと考えられます。

《関係団体・事業者ヒアリングより》

民生委員・児童委員や町会（自治会）の役員などを中心に訪問活動や小地域ネットワーク活動などを通じて要援護者の情報を把握し、名簿化・マップ化するなど地域で情報共有を図っている地区が数多くみられます。

しかしその一方で、地域で暮らす高齢者や障害のある人などのなかには地域とのつながりが少ない人もみられ、これらの人びとの所在、支援の必要な状況が個人情報保護の観点から把握しづらいことが多くの関係者から指摘されています。

当事者団体からは、地域で暮らす高齢者、障害のある人など要援護者の把握と避難支援に向けた情報の共有、災害発生時のシミュレーションなどをおこなってほしいとの声が寄せられているほか、災害時の支援にあたって、それぞれの要援護者の特性の理解とそれをふまえた支援のあり方について考えてほしいとの声がありました。

福祉施設の関係者からは災害時の対応に向けて、町会（自治会）など施設が立地する地域におけるネットワークを構築し、日頃からの関係づくりを進めるなど連携を図りたいとの意見が聞かれました。

こうしたさまざまな状況に関連し、地域における要援護者の支援体制のあり方については、隣近所などなるべく小さな単位で身近な助けあいができる体制をつくること、町会（自治会）と民生委員・児童委員、地区福祉委員会などによる組織的な取り組みを進めること、そしてこれらの地域におけるネットワークの形成を促すとともに、消防、警察、自衛隊など関係機関との連携・協力などを進めるうえで行政の役割が重要であるといった意見が寄せられています。

(4) 防災・避難支援に関する情報入手と周知状況

《要援護者アンケート調査より》

災害発生時の情報入手先としてテレビ・ラジオなどのマスメディアに次いで、人からの声かけや電話を通じた情報提供を望む回答が多く、特にコミュニケーションに何らかの支援を必要とする人で直接的な働きかけを希望する人が多くみられます。

また、本市では「津波防災マップ」、「土砂災害・洪水ハザードマップ」を作成し、市民に配布していますが、アンケート調査では防災マップについて過半数の人が配布されたことを知らないと答えています。

《関係団体・事業者ヒアリングより》

災害時にどのように対処すればよいか、だれでもすぐにわかるマニュアルの作成、地震発生時のハザードマップ、地域の支援者などの連絡先や障害のある人に配慮した避難場所など、具体的な情報提供を望む声が寄せられています。

また、災害発生時の情報伝達について、視覚障害や聴覚障害のある人から迅速かつ確実に災害情報、避難情報が伝達されるよう情報伝達時の配慮が求められているほか、民生委員・児童委員や地区福祉委員会の関係者からは要援護者と同様に支援する立場にある人も情報伝達がなされないとの懸念が示されており、行政・関係機関による情報伝達体制の整備・充実を求める声がみられました。

「津波防災マップ」「土砂災害・洪水ハザードマップ」



(5) 避難が必要になった際の意識と行動

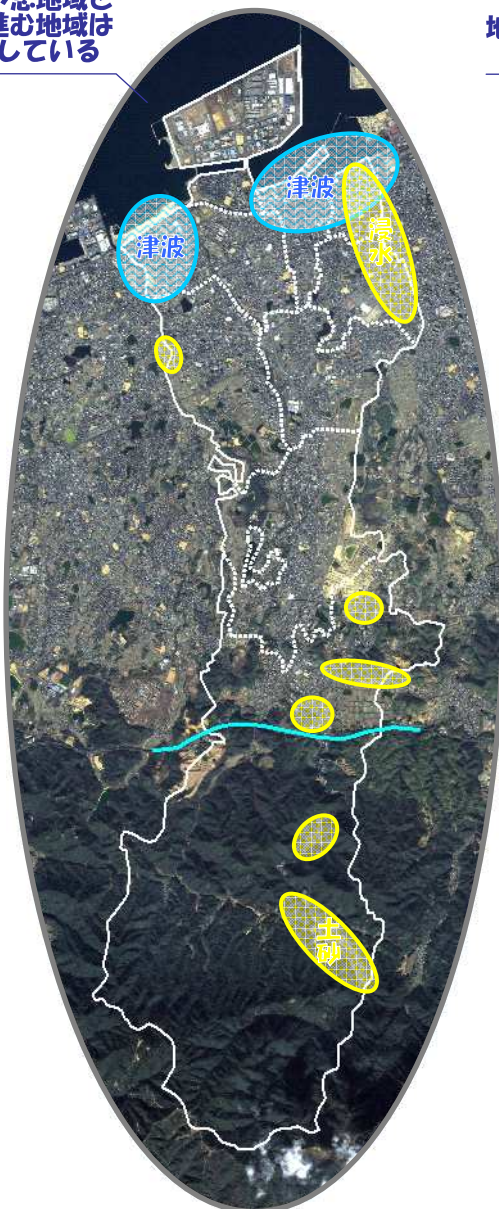
《関連資料・データより》

防災マップをもとに市域をみると災害発生が予測される地区は、おおむね高齢化が進む地区と合致しています。

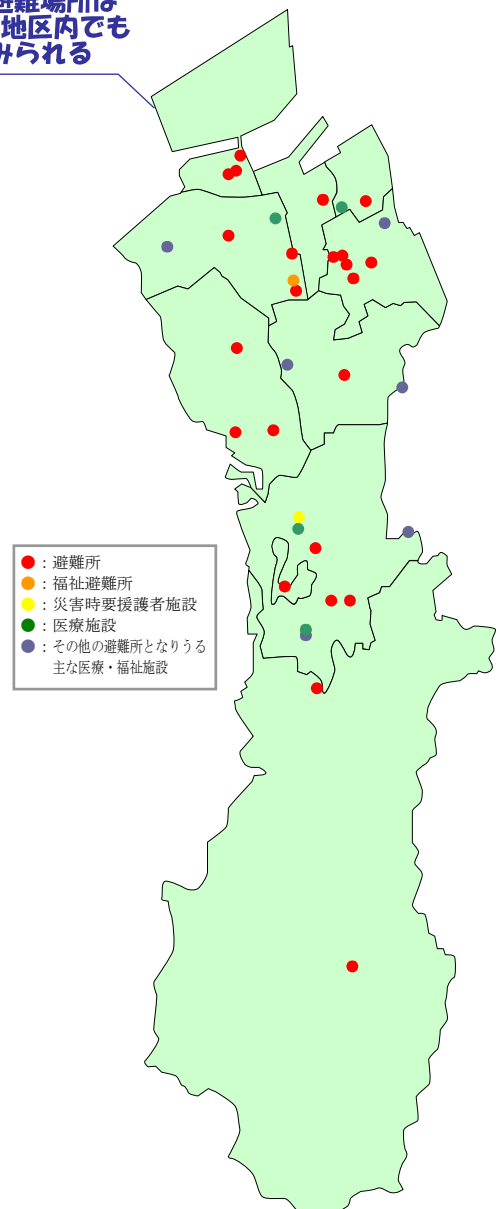
また、市内には23か所の指定避難所と福祉避難所（市民福祉センター）、一時避難地が設定され、災害発生など緊急時に備えていますが、地区によっては避難所までの距離が遠く、市民が徒歩などでアクセスしにくい状況も一部にうかがえます。

要援護者の避難支援に関する人的なしくみづくりの検討とあわせて、災害発生時の避難場所となる学校施設や公共施設の耐震化などを図っていくことは貝塚市にとっても重要な課題であり、今後とも計画的な耐震化等を図り、市民の安全確保に努めていくことが求められます。

災害発生予想地域と
高齢化が進む地域は
ほぼ一致している



緊急時の避難場所は
地区間また地区内でも
偏りがみられる



《要援護者アンケート調査より》

地域の取り組みとして災害発生時にすぐに知らせてくれる体制、地域の人がすぐに助けにきてくれる体制づくりに力を入れるべきだと答える人が多くを占めています。

民生委員・児童委員協議会を中心に進める災害時要援護者避難支援の取り組みについては7割以上の人が進めるべきだと答えており、地域で作成する要援護者リストに対し、今すぐ登録してほしい、必要になったら登録してほしいなど6割の人が何らかの形で登録を希望しています。

重度の身体障害のある人や寝たきりの高齢者を対象に避難誘導したり介助をおこなう本市の登録制度のことを知っている人は1割に満たない状況ですが、今後については登録を希望する人が回答者の3割以上を占めています。

また、市民福祉センターが福祉避難所になっていることを知っている人は2割にとどまっています。

《関係団体・事業者ヒアリングより》

移動が困難な要援護者をどうやって安全な場所までどのように誘導するか、避難所までの距離が遠い、また避難経路の途中に災害によって通行できない場所があるといった課題や懸念が示されています。

避難場所については、指定避難所、福祉避難所ともに収容人員に対する不安が一部で示されるとともに、障害のある人やその家族からは避難所での障害特性に応じた配慮が必要であること、集団生活になじめないで避難所での生活ができず自宅にとどまらざるを得ないことなどが声として寄せられました。また、複数の団体から町会（自治会）の施設・集会所など身近な場所の耐震化を進めて避難所に指定してほしいとの意見が示されています。

福祉施設への要援護者の受け入れについては、人数は限られるが軽度の要援護者なら受け入れが可能、場所の提供はできるが避難者の介護まではできない、人員面・設備面で受け入れはできないなど、個々の施設・事業所によって考え方は異なります。また、医療的ケアが必要な必要な人については受け入れは困難との施設・事業所が多くを占めています。

要援護者の登録制度については、その重要性について対象者によくわかるよう説明するとともに、登録をしない場合のデメリットについても説明をおこなうべきだとの意見がありました。

(6) 個人情報の取り扱いに関する意識

《関連資料・データより》

災害発生時における要援護者の避難支援にあたって大きなネックとなっているものは、個人情報保護の観点から対象者に関する情報を行政各部門間、行政・市民間、および市民間で共有しにくい状況にあり、地域内での対象者の把握と支援者相互の情報共有が難しいこと、またそのことにより個別計画の作成になかなか至らない点にあります。

このため、避難支援が本来必要な人に確実に支援の手が届くよう、アウトリーチ^{*1}の視点から対象者の把握と情報共有のあり方を探っていく必要があります。

◆要援護者の把握に向けた各方式の長所と短所

区分	同意方式	手上げ方式	関係機関共有方式
	行政・社協職員や自主防災組織、民生委員等が要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を収集する	要援護者の登録制度の創設について広報・周知した後自ら要援護者名簿等への登録を希望した人の情報を収集する	要援護者本人から同意を得ずに福祉部局等が保有する要援護者情報等を防災部局や自主防災組織等の間で共有する
長所	○直接的に働きかけることで必要な支援内容についてのきめ細かな把握が可能 ○顔見知りの人が個別訪問することで安心感が生まれ、同意も得やすい（それにより地域の互助も強まる）	○コストがかからない ○要援護者本人の自発的意志が尊重される	○災害時に援護の必要性が高い人を網羅的に把握することが可能 ○同意が得られない人の情報把握も可能
短所	○同意を得るための手間がかかる ○対象者が多い場合に効率的な情報収集が図りにくい ○同意がない場合、情報共有が図れない	○直接的な働きかけと比べて制度への理解等が進まない ○実際に手を上げる要援護者は少ない	○情報共有には市民の理解が必要 ○個人情報保護の観点から情報収集内容を必要最小限にする必要がある ○自主防災組織など第三者への情報提供には地方公務員法が直接適用されず守秘義務確保が困難
課題	○市民の主体的な参画による効率的・効果的な情報収集のしくみづくり ○同意のための工夫	○制度の積極的な普及啓発	○制度の普及啓発 ○第三者への情報提供に向けた個人情報審議会での審議 ○支援者による誓約書など、守秘義務の担保

^{*1} アウトリーチ (Outreach) : 英語で手を伸ばすことを意味する言葉。医療・福祉関係者などが地域で暮らす対象者のところへ直接出向き、必要な相談や支援に取り組むことなどの意味で多用されています。

《要援護者アンケート調査より》

災害発生時の避難支援に向けた個人情報の取り扱いについて、共有・提供しても構わないという人と、少し不安や抵抗があるが共有・提供してよいという人を合わせると、7割以上の方が個人情報の活用を認める結果となっています。

個人情報の共有先として、行政内部が7割以上、病院や福祉サービス事業所も半数を超えています。また、これに次いで町会（自治会）と相談支援窓口が4割、警察・自衛隊や民生委員・児童委員が3割などとなっています。

《関係団体・事業者ヒアリングより》

要援護者に関する情報の把握について、町会（自治会）の役員や民生委員・児童委員など地域の支援者から個人情報保護に関する個人の意識の変化や行政など関係機関からの名簿提供の制約など、情報の入手が非常に困難になっている状況が指摘されています。

これに関連し、市民の生命と財産を守るという観点から個人情報の開示・共有化を積極的に進めるべきだとの意見がある一方、町会（自治会）役員や民生委員・児童委員など関係者の守秘義務の厳守、組織的な対策の強化を求める声もみられます。

また、施設等の利用者に関する情報提供については、各施設・事業所とも個人情報の取り扱いについて本人・家族にしていねいに説明をしたうえで情報共有の承諾をえる必要があるなどの指摘がありました。

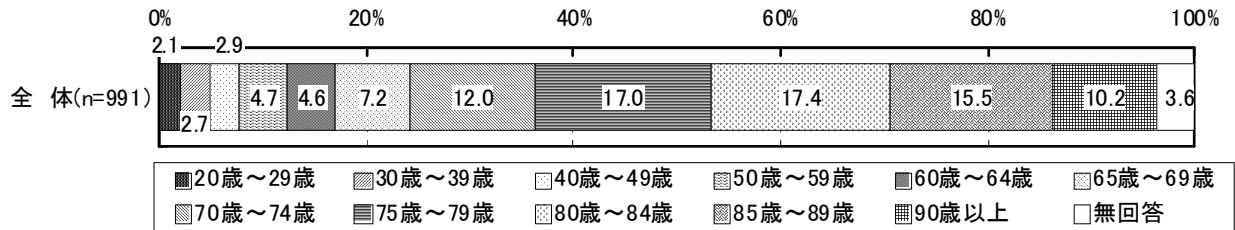
(7) 計画の策定・推進にあたっての検討課題

これまでにみた基礎調査の結果をふまえ、災害時要援護者避難支援計画の策定、推進にあたっての課題を以下に列記します。

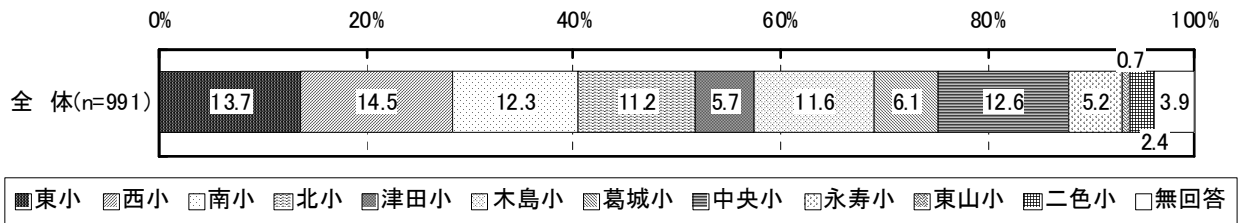
- 防災意識、とりわけ災害時要援護者の避難支援に向けた地域住民の意識の醸成
- 地域の人びととの関係づくりや要援護者リストへの登録促進など、要援護者本人・家族に対する意識啓発
- 避難場所や避難方法、支援時の配慮など、要援護者の避難支援に向けた情報提供、避難誘導・介助をおこなう制度の広報・周知
- 災害発生時の緊急連絡、情報伝達、安否確認、避難支援など、地域における支援体制の構築、支援者の確保と要援護者の支援に関する理解の促進
- 地域・団体・行政の連携を通じた要援護者情報の収集・共有、特に福祉サービスや小地域ネットワーク活動などつながっていない要援護者情報の把握に向けたしくみの検討
- 要援護者リストへの登録と個別支援計画作成の促進
- 要援護者の状況に応じた災害時の情報伝達手段の多様化
- 要援護者にとって身近なところでの避難場所の確保、避難所までの案内・誘導體制の確立
- 福祉避難所の周知、移送体制など福祉避難所運営のあり方の検討
- 避難所における要援護者への配慮と福祉ニーズの把握・対応
- 医療的ケアの必要な要援護者の避難支援、受け入れ先についての関係機関との協議・連携
- 災害時要援護者避難支援における個人情報の取り扱いについてのあり方検討、情報共有のしくみづくり

2. アンケート調査の主な結果

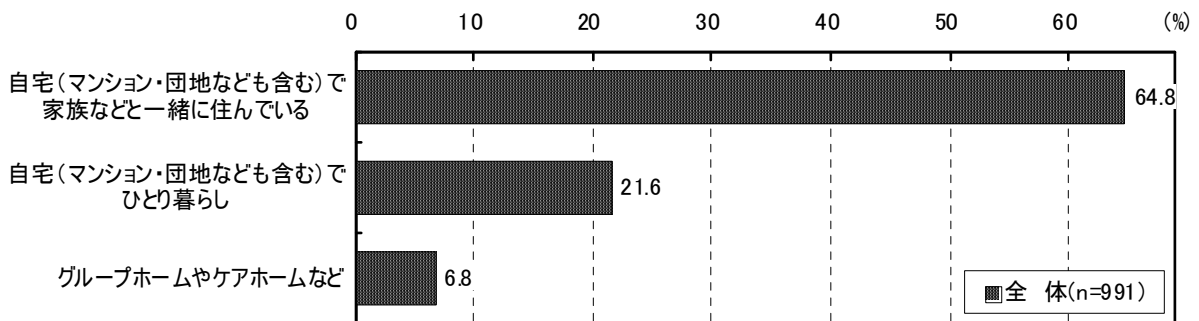
◆回答者（調査対象者）の年齢



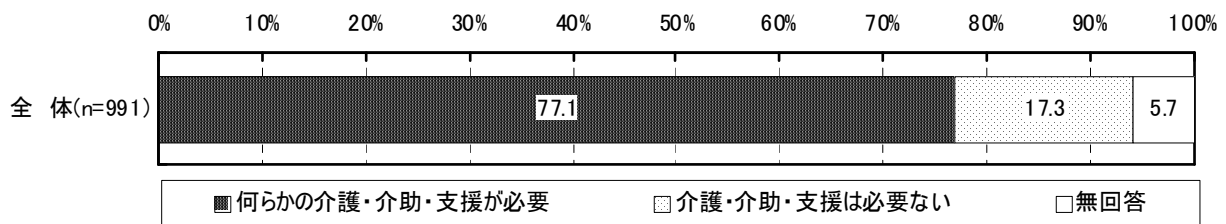
◆居住地区（小学校区）



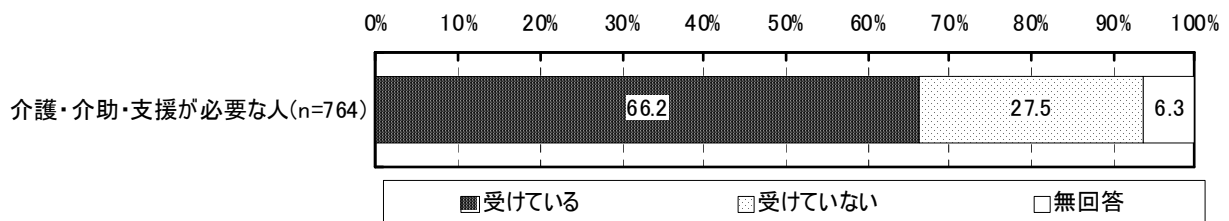
◆居住形態（上位3項目）



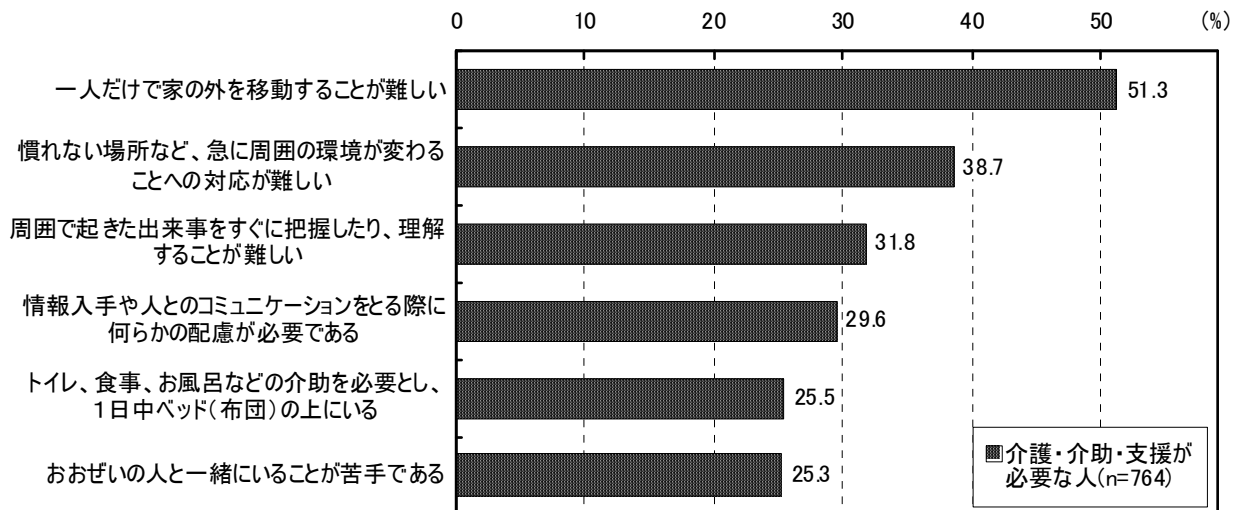
◆日常生活上の支援の必要性



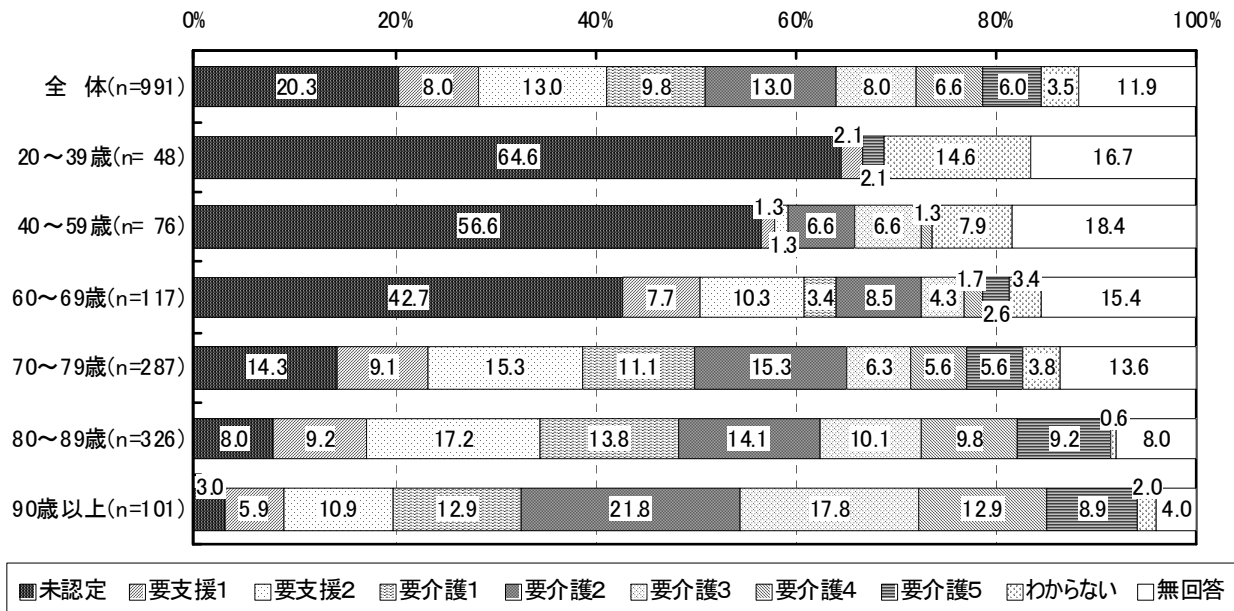
◆家族や親戚などによる介護・介助・支援



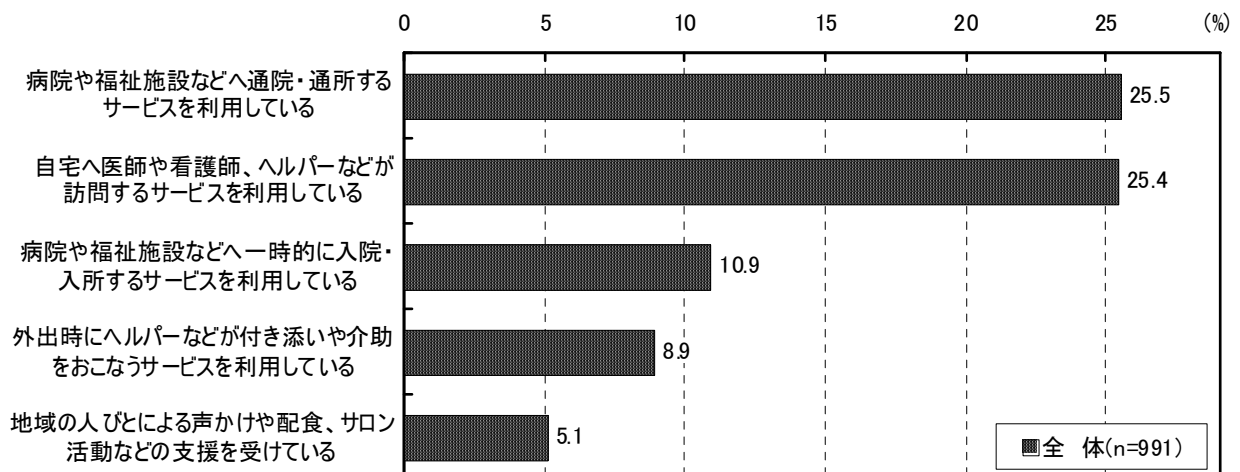
◆介護・介助・支援が必要な具体的な状態（上位6項目）



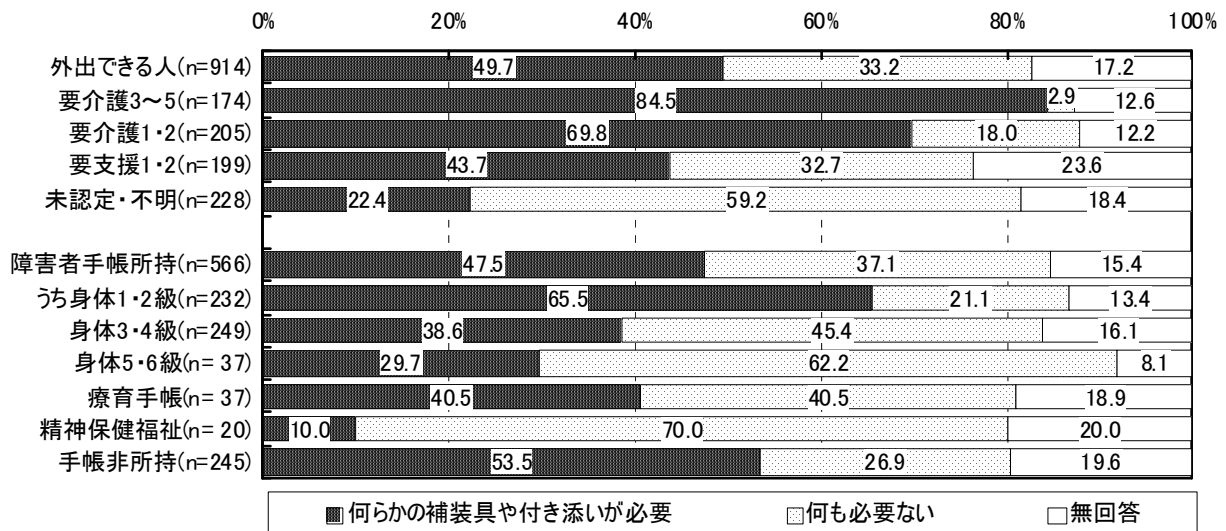
◆介護保険の要介護・要支援認定の状況



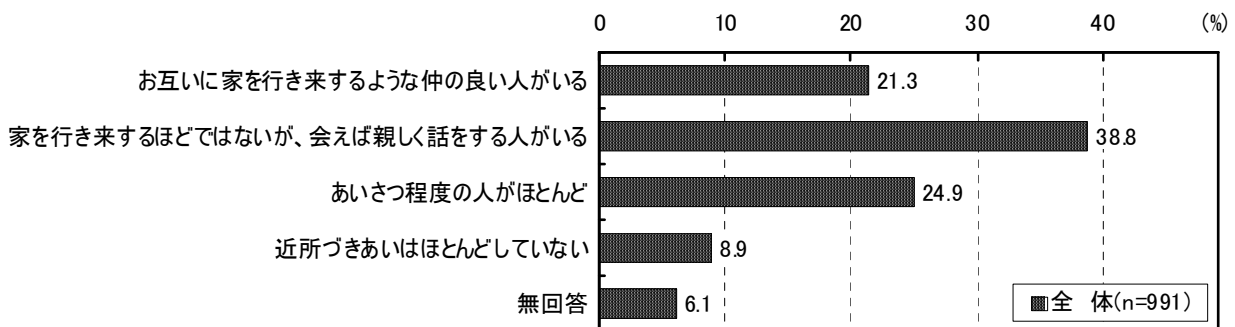
◆高齢者や障害のある人のための医療・福祉・介護保険サービスの利用状況（上位5項目）



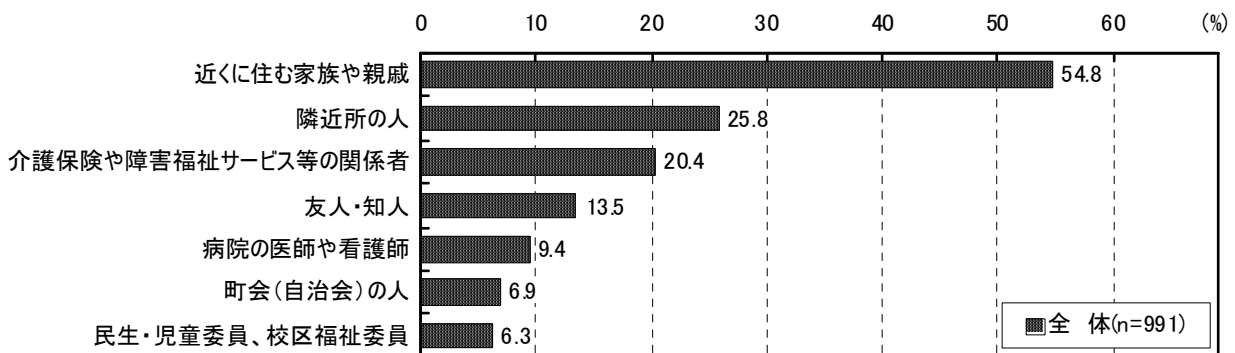
◆外出時の補装具や付き添いの必要について



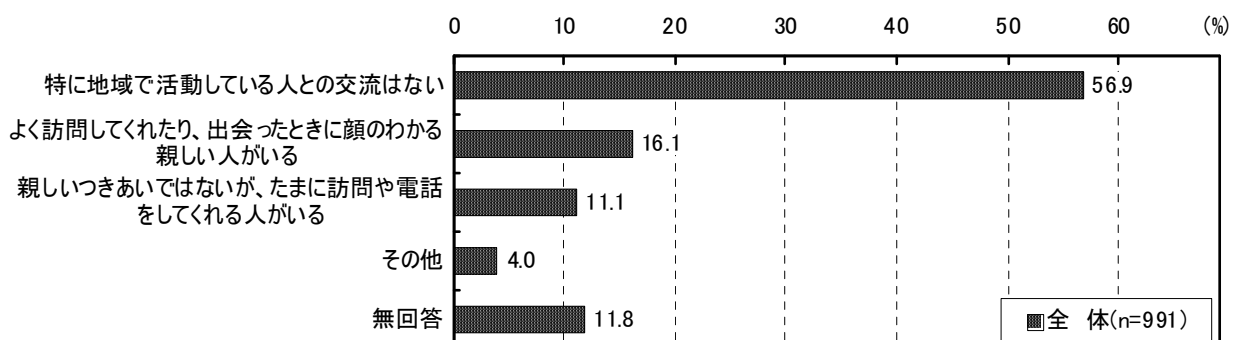
◆近所づきあいの状況



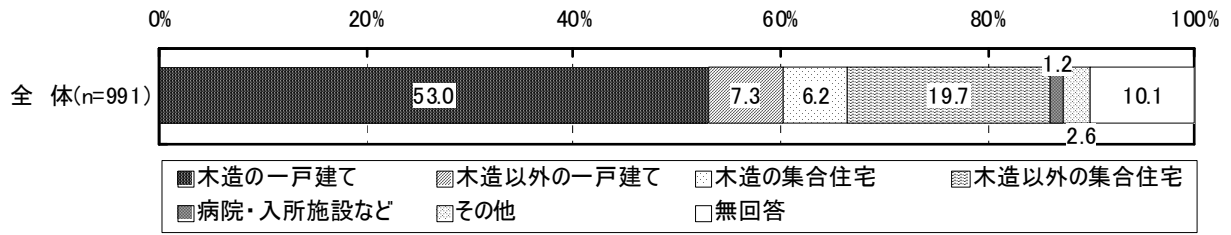
◆同居の家族以外で、いざというときに頼りにできる人（上位7項目）



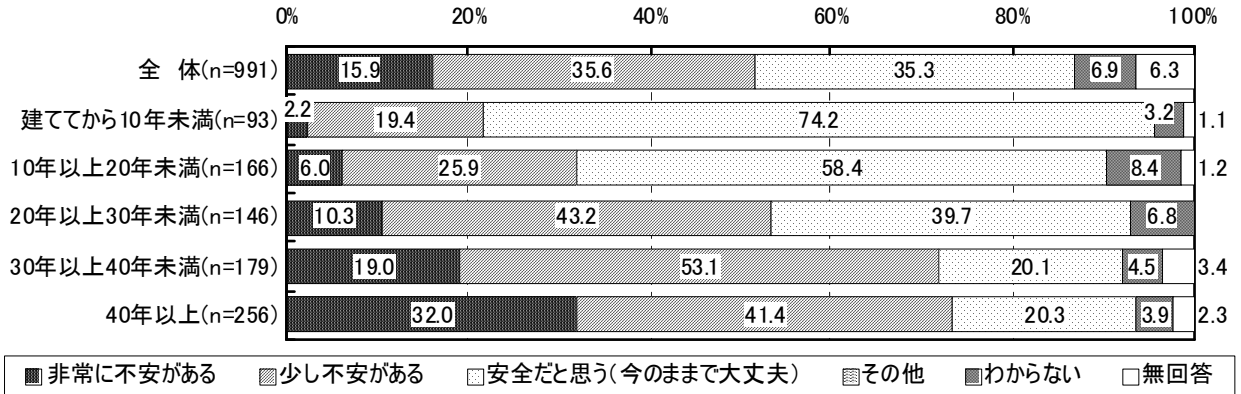
◆福祉や防災に関して活動している人との交流



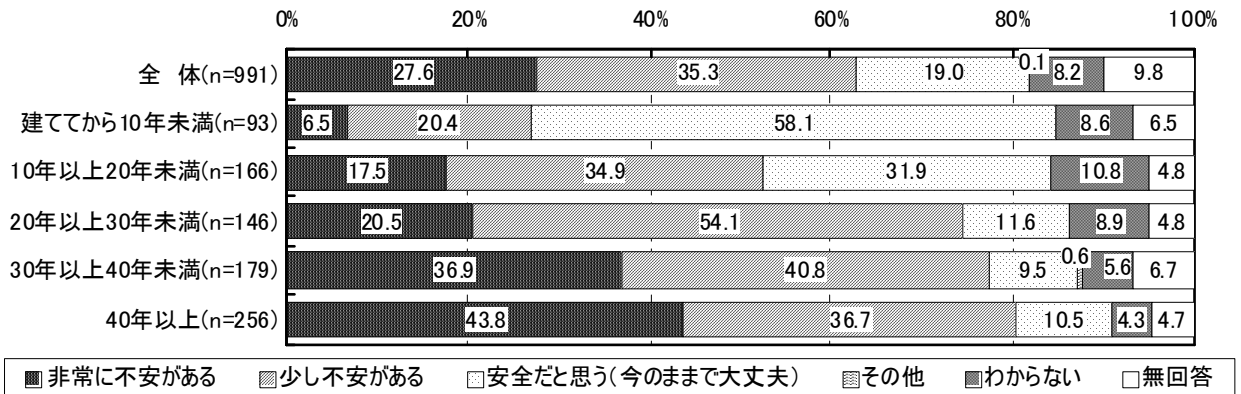
◆住宅の形態



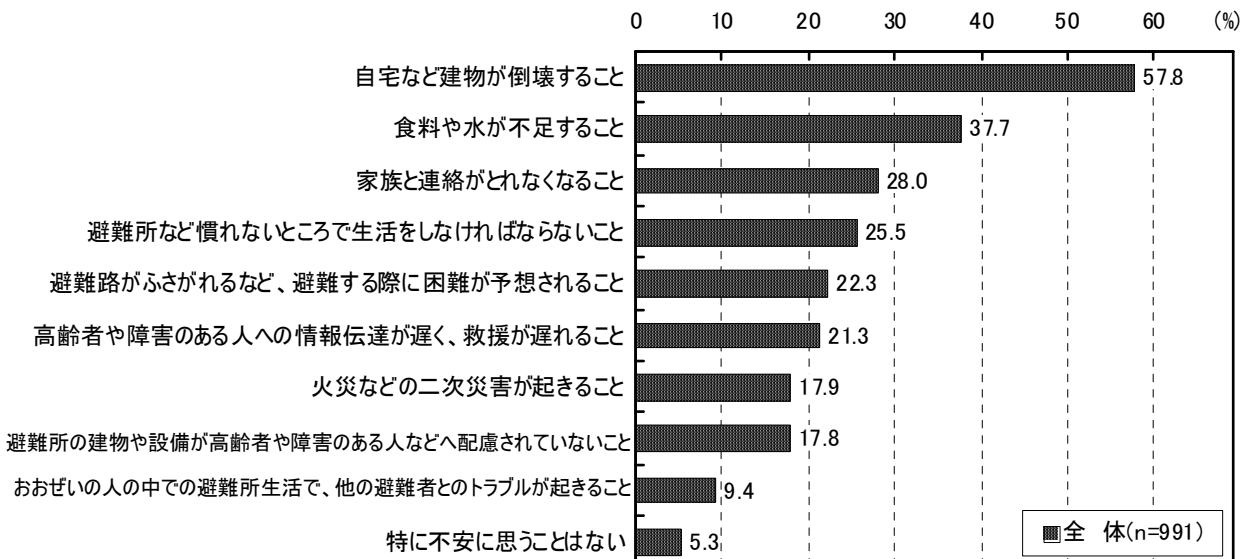
◆風水害に対する住宅の安全性



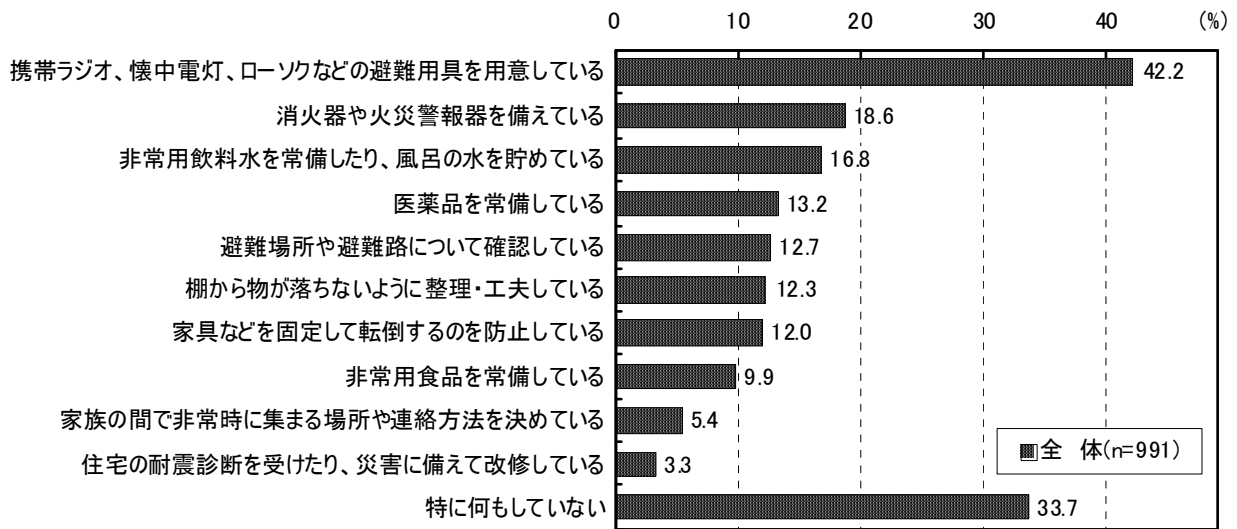
◆地震に対する住宅の安全性



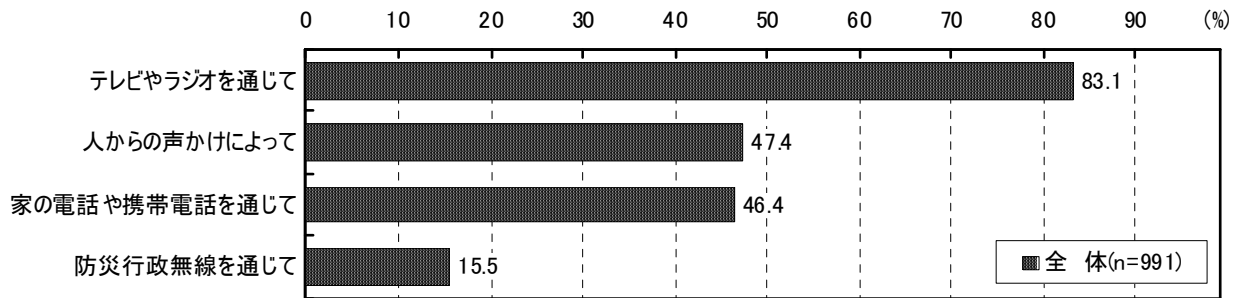
◆災害について不安を感じること



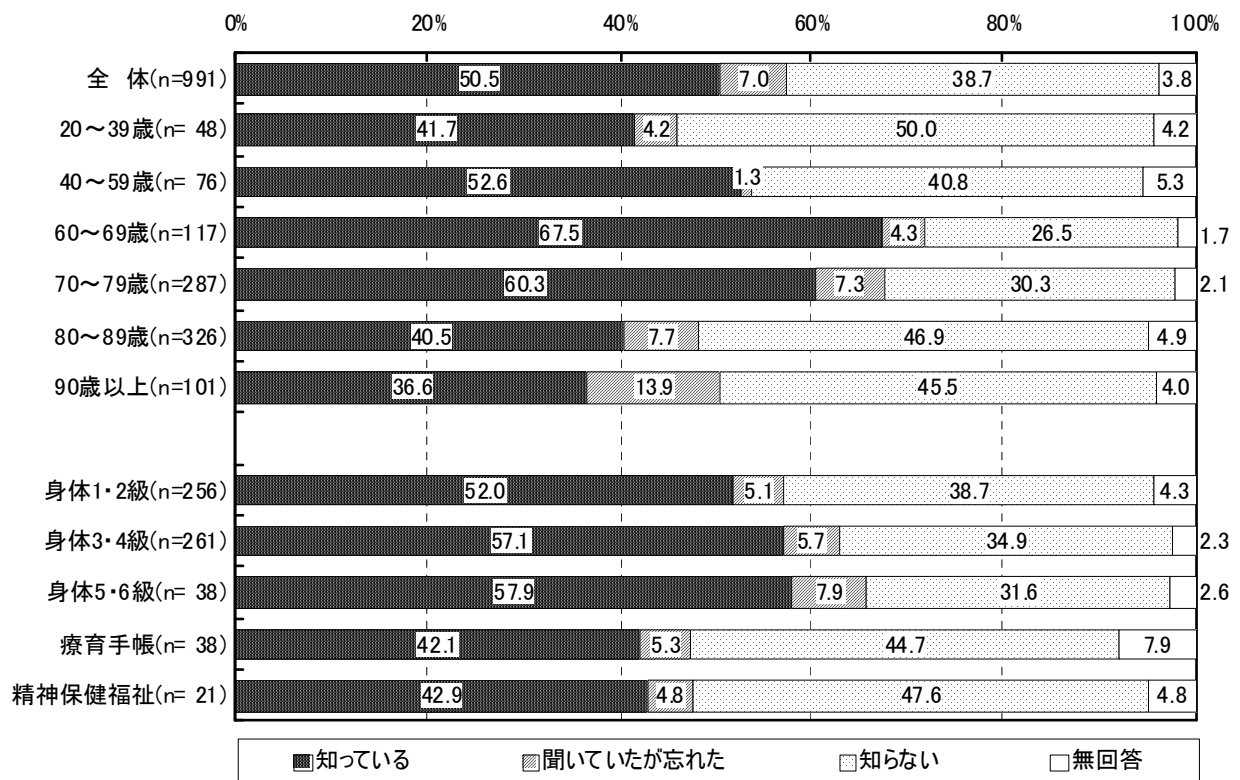
◆災害発生への備え



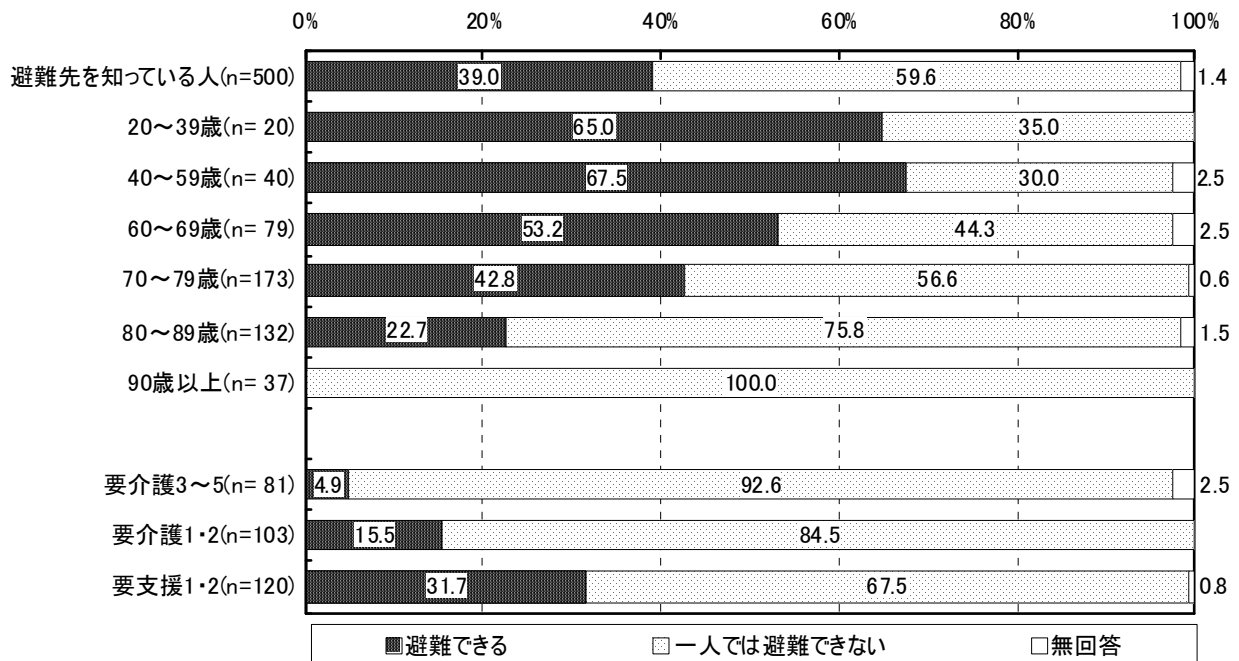
◆災害関連情報の入手先（上位4項目）



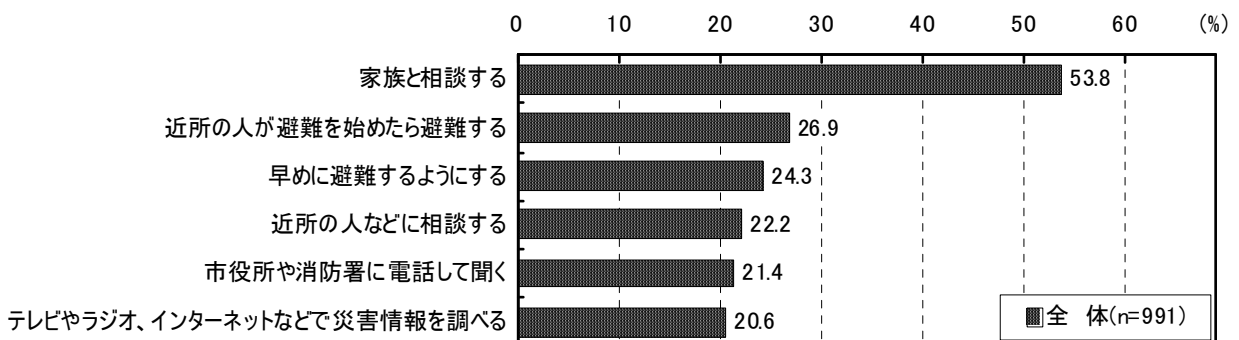
◆避難場所の周知状況



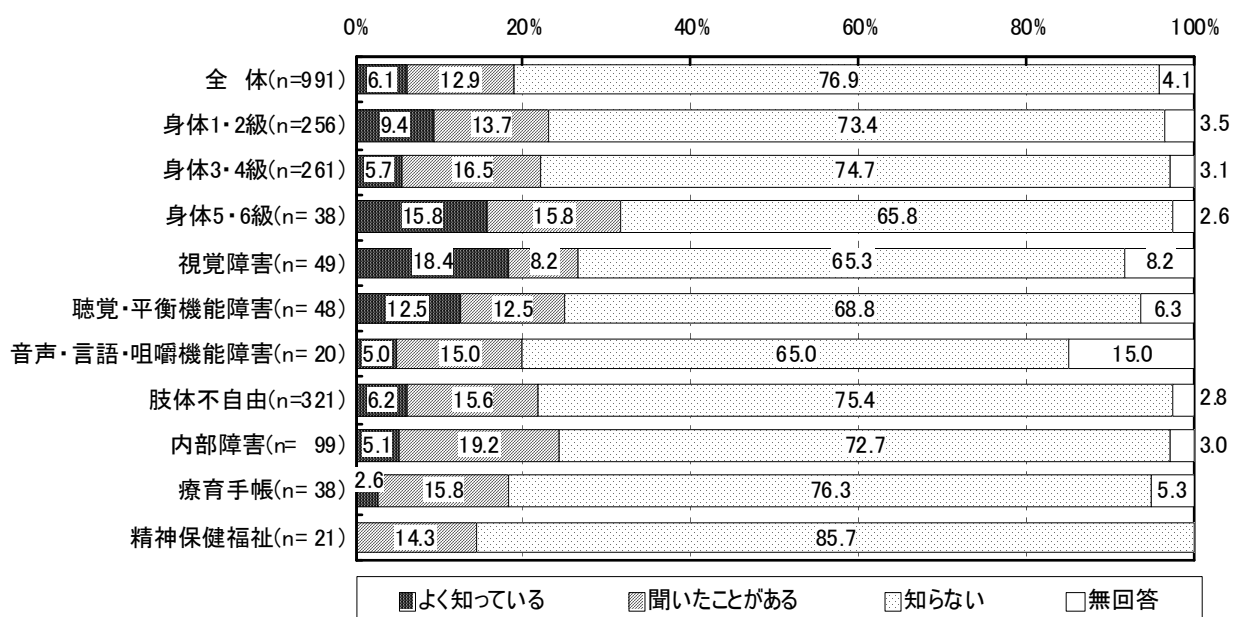
◆避難場所に一人だけで避難することができるか



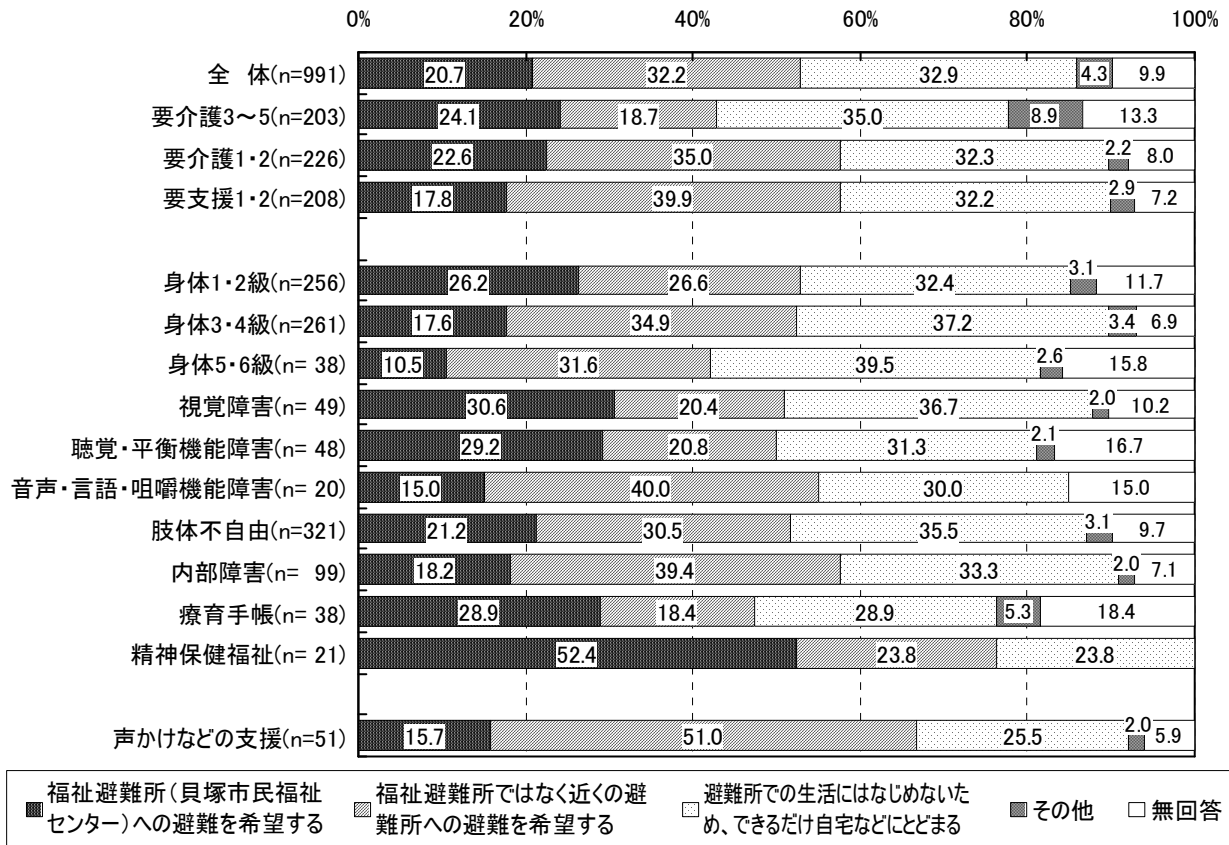
◆災害時に避難したらよいか迷うときの対応（上位6項目）



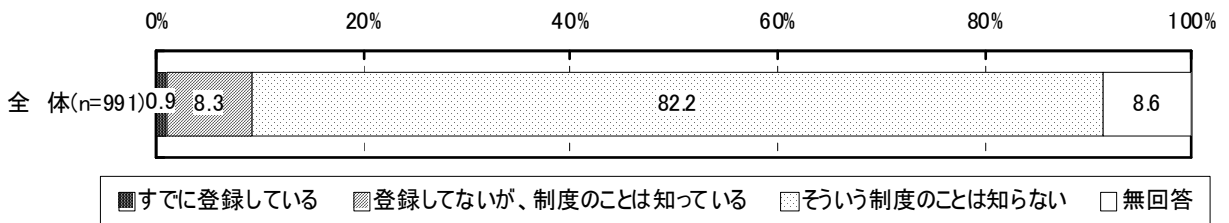
◆福祉避難所（貝塚市民福祉センター）の周知状況



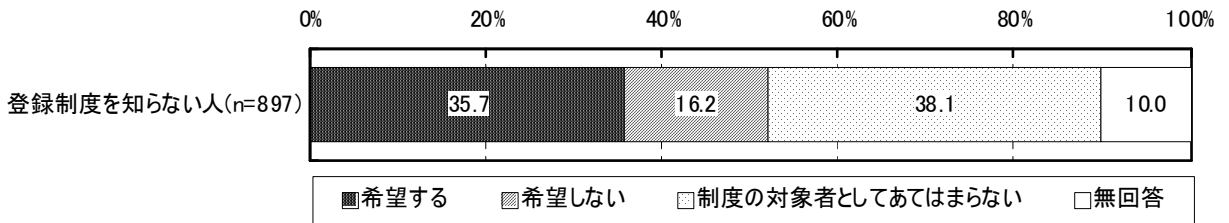
◆福祉避難所への避難希望



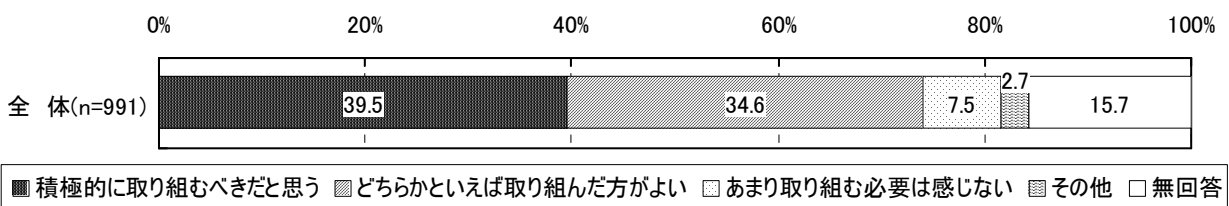
◆重度身体障害者等避難誘導・介助制度の周知状況



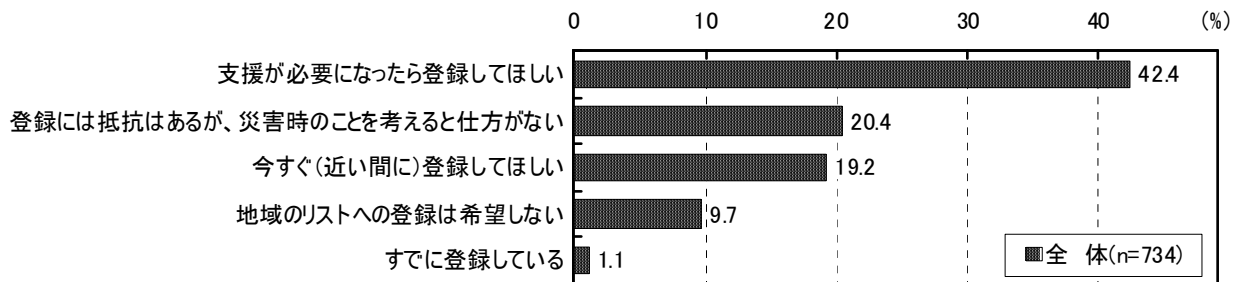
◆登録制度への登録の希望



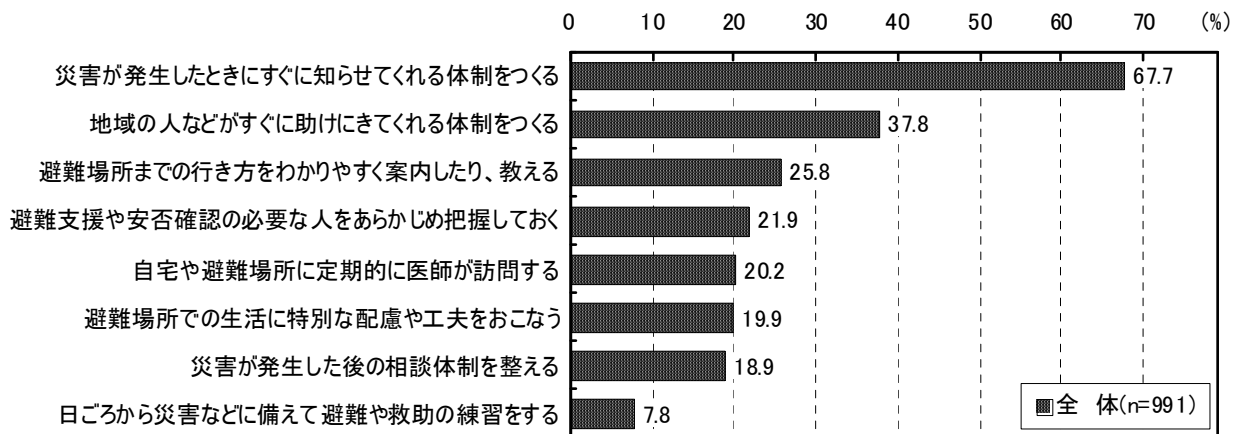
◆災害時要援護者避難支援の取り組みについて



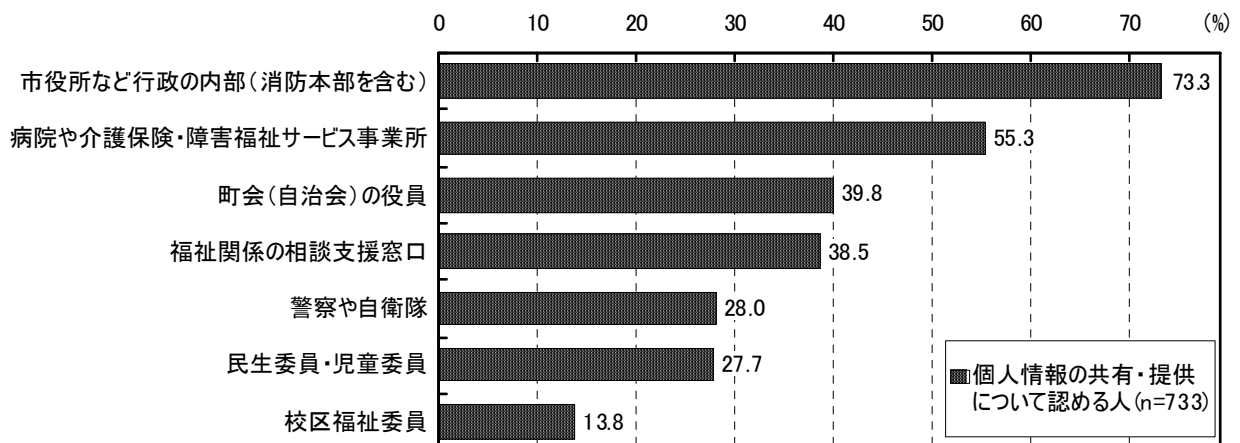
◆地域の災害時要援護者リストへの登録希望



◆力を入れるべき災害発生時の対応（上位8項目）



◆自身の個人情報を共有・提供してもよいと思う範囲（上位7項目）



◆主な自由回答意見

- 避難場所へ行くための道路状況・夜の避難ルートなどの案内、避難場所への連絡方法等を十分に知らせてほしい。安否の確認、避難所への移動を手伝ってもらえるようにしてほしい。
- 装具が必要な人や薬を服用している人にはそれらの確保、支援も考えてほしい。
- 防犯・防災カメラの設置、広報サイレンの設置を考えてほしい。防災無線は家にいると何をいっているのかわからない。
- マンションなど、どんなところでも防災訓練が必要。消火器の使用法がわからない。
- 避難にあたって、地域の無理解や偏見などで精神障害が誤解されないかが心配。
- 災害発生時の地区への担当者の明確化を。緊急時に支援してくれる人が決まっていれば心強い。
- 守秘義務のない人に個人情報を知られたくない。 など

3. 関係団体・事業者ヒアリングの結果

テーマ	町会連合会	民生委員・児童委員協議会
不安や課題 災害への	<ul style="list-style-type: none"> 近木川の氾濫時に3分の1が水没する地域がある。 古い家が多く耐震強度に不安。 	
対象者の状況・課題 地域住民・避難支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域の高齢化が進んでおり不安。 新興住宅地域のため、つながりが薄く情報伝達や声のかけあいが困難。 地区内の各行事で世代間交流が必要であると考えている（顔と名前がわかるつながるまち、安全で安心なまち） 要援護者の範囲がさまざまで大変。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者について障害特性を知っておく必要がある。 市長、町会長、隣組長のつながりが重要だが、問題は町会費などがかり加入を避けるが、権利だけを要求し責任を果たさない人たちをどうするか。
防災意識の啓発・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練参加者の問題意識も低く、まだまだ不十分 大規模災害時に日頃の訓練が生かされ10人死ぬところが3人で済んでよかったといえる心構えが必要。全員の救出が努力によって可能だと思っているのは問題。 災害の知識普及のため自主防災の役員が中心となって取り組み中。 中央校区は応急手当講習会、防火講習会、防犯講習会を開催。 二色校区では今年度パークタウン防災専門委員会を設置。避難マニュアルを作成予定。 市全体の防災の手引き（校区ごと）。 	<ul style="list-style-type: none"> 最後は「自分の命は自分で守る」を奨励。近所どうし、隣組どうしが助けあうことを勧告すべきだ。
要援護者に関する情報の把握・共有	<ul style="list-style-type: none"> 町会、民生委員で高齢者の名簿を所有 民生委員は、独居老人の毎日型給食と社協の老人給食サービスで状況把握はできている。 訓練時の自己申告により要援護者名を把握。 民生委員、棟長、自治会団体の係員が定期的に3か月に1回程度会合を持ち情報交換している。 担当役員を決め、地域ボランティアの協力も得ながら日常的な声かけ（有料の弁当配布など）を実施し、個人情報に関わる名簿は、役員三役が保有。 町会、自主防災会で要支援者把握のアンケートを実施。地図にプロット（数年ごとに更新の必要）。 住民全部の緊急時の電話番号と名前だけは確保しており、情報を出さない人に対しては一切関わりを持たないということを宣言してある。 実際現場で動くのは隣組や隣近所の人であり、隣組の人には情報把握してもらえるよう呼びかけ。 個人情報保護が叫ばれ情報把握が困難各隣組の組長には住民状況の把握に努めるよう連絡している。 要援護者の把握ができていないことが最大の課題。 市民の生命と財産を守るという点で個人情報の共有化を拡大すべきだ。 生命に関わる問題、個人情報はどうのとかの問題ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 町会総会時に「災害時一人も見逃さない」運動を説明、各隣組で要支援者が「緊急時連絡カード」を記入、民生委員・児童委員が整理した名簿を、町会三役と地元民生委員・児童委員が保管している。 役割分担等の計画はまだ未作成だが、隣組組織がしっかりしており、どこにだれがいるのかは全部把握できている。 名前、住所、電話番号は町会長と関係者には渡してある。 国道の上下地域で独居老人の人数と要援護者の名前を把握し、隣近所で協力して救助してほしいと伝え、また安否確認は民生委員が回るが1人では回りきれないことも伝えてある。 地元町会で助けあえるよう、「情報収集」や「安否確認」などができるように「マップ」を作成し備えているが、各町により大きな格差がある。 要援護者を調べるとなると、うちの町内では民生委員2人でしらみつぶしにおこなっても難しい。 詳細に区分けして各情報を一目でわかる一覧表をつくらなければと考えている。 要援護者や介護の等級などは民生委員にはある程度しかわからず、守秘義務もあるので名簿を市のラインを通して出してほしい。

テーマ	町会連合会	民生委員・児童委員協議会
要援護者に関する情報の把握・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・一定レベル（町会長、自主防災会）での情報共有は必要。 ・町の役員、ボランティアぐらいに名簿提供すべきだ。 ・民生委員や市の情報を共有できる方法を考えてほしい。 ・町会長、民生委員など守秘義務を課し知らせておく必要がある。 ・各役員が担当班で要援護者を把握する必要。 ・防災マップづくりの必要性を感じ、町会役員レベルで検討中（安否確認などの個人情報の厳守など）。 ・不特定多数の人が見る可能性があるため、同意した人のみ名簿化、提供すべきだ。 ・個人情報保護は大切なため、隣組と名前程度最低限に。 	
災害発生時の情報伝達 ・安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・隣組長がマップを所持（消火器、井戸、防犯灯、避難場所、各種連絡先など）。 ・町会のマイクでの放送、災害救護班メンバーの協力。 ・避難情報の伝達などの徹底が重要。 ・情報伝達的手段に不安。停電や電話不通への不安。 	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね65歳以上の人限定しているが、災害時には年齢に関係ない「安否確認」体制や、町会に属していない人への対策が課題。 ・災害発生時の要援護者の情報伝達とあるが、われわれも要援護者と同じ程度の情報しか入ってこないだろう。 ・65歳以上の人だけでなく、年齢関係なく安否確認が必要。 ・海岸線のスピーカーは聞こえない場所が多い、聞こえる範囲の調査を。
避難誘導 ・救助	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすが必要な人の避難所への誘導などが不安。 ・安否確認、避難所への誘導については自主防災訓練などをおこなう予定。 	
避難所・一時的な避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に避難所へ行っても場所の確保ができるとは思えない。 ・安全な場所（町会施設）として援助をしてほしい。 ・避難所以外に一時避難所を何か所かも受けるとよい。 ・避難所が遠いので町会館を一時避難所として考えている。 ・公民館が安全であれば取り急ぎ避難する場所としたい。 ・過去の火災事故経験から、一時的に集会所での生活を可能にしてある。 ・町会館の耐震補強を。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の会館の耐震性をチェックし、条件を満たしていれば指定避難所にしてほしい。
避難生活における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄やライフラインの確保など体制が心配。 ・避難先の備蓄品や生活環境整備への不安。 ・避難先での医療体制や救助ボランティアの確保は大丈夫か。 ・避難先での生活支援は何をすべきか、よくわからない。 	

テーマ	町会連合会	民生委員・児童委員協議会
地域の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会の年間活動として、放水訓練や機器点検、非常食の試食など。 ・校区一斉の防災訓練や各地区で消防署と連帯した防災研修会や火災訓練も実施。 ・自主防災組織で計画を立て、訓練などをおこなう予定。 ・鳥羽町会は自主防災隊が中心となり訓練。 ・校区一斉防災訓練時に独居老人宅への安否確認を実施したが、ボランティアの人数（若者）が少ない。 ・日頃からつきあいや防災訓練などが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町会役員、自主防災、だんじりの若頭会などで防災体制を構築しているが、倉庫やスコップなどを保管しておく自主防災の設備がなく問題。 ・避難訓練の内容は避難所への移動と見学程度であり、各町会ごとに本当に災害が発生したと仮定した訓練をしなければ課題や問題点が見出せない。
地域における支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・50年前から災害救護班を組織、活動。 ・自主防災組織の立ち上げ、活用を計画中。 ・役割分担などを決めても災害時に人手が揃うか課題。 ・何もかも行政に任せるといわけにはいかないと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長から町会長、町会長から隣組組長に下ろしていくという形の流れのなかで、民生委員・児童委員として情報収集や取り組みの指示を町会長から出してもらうのが動きやすい。 ・民生委員・児童委員は地区に担当者は1人。自分の家も倒壊しているかもしれない。マニュアルや組織、体制を整備すべきだ。 ・災害時一番早く動けるのは隣組。最小単位として市の行政から推進してほしい。 ・市が動くことで名目的にも民児協から町会へ要請という格好になり、町会の協力が得られやすい。 ・自主防災組織がない（役割分担表はある）ので、その取り組みが必要。
行政に対して	<ul style="list-style-type: none"> ・市と町などの役割分担について、具体的な指針を示してほしい。 ・市町村はまず災害時要援護者支援班などを設け、率先して避難支援業務を実施する必要がある。 ・関係部署の方に町会役員会などでアドバイスがほしい。 ・災害の種類に応じた避難方法、支援計画を。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が中心になった全市あがりの取り組みが必要。 ・災害時もっとも頼りになるのは自衛隊、自衛隊に直結した部署をつくるべきだ。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の充実を。 ・水門管理の体制や訓練、堤防決壊の想定を。 ・三ヶ山の砂防ダム整備を要望。 ・耐震検査など市で支援をしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の民生委員・児童委員連合会で「災害時一人も見逃さない」運動を展開。防災小委員会を設置し、民生委員・児童委員として支援を必要とする人たちに何をしなければならぬかを協議した。

テーマ	社協・地区福祉委員会	社協・ボランティア連絡会
災害への不安や課題	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地域が一番低地になり、風水害時に水門が正確に作動するのか、排水ポンプの能力が十分か不安。 ・山間地域で、急斜面にある家屋もたくさんある。 ・府営住宅は耐久年数を過ぎ、地震による倒壊が一番怖い。 ・いざというときは必ず一定の混乱が生じるもの。状況に応じて柔軟に確実な行動ができるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂で川底が高くなったり、川の中に大木が繁っており、河川氾濫の可能性が高い。 ・家屋が古く耐震性に不安。
対象者の状況・避難支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における障害者、高齢者に対する安全の確保。 ・高齢者は閉じこもらないで多くの人と親しくしておくことが必要。そのための自由に集える場所づくりが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分は若いから元気だから人の世話にならないという自負があるような勝手気ままな高齢者が問題。 ・町会や組織から脱退していく傾向がある。 ・組織（町会、老人会、婦人会）に関わる人なら隣組や班にまとめられるが、未加入者が多いことが問題。若い世帯に無関心な人があまりにも多い。 ・何らかの形で組織への加入を勧める。
防災意識の啓発・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の対策に対しては、町会全体では問題意識が希薄。 ・近年は災害の経験がなく強い不安を持っていない。 ・防災講演、災害時の保存食試食体験、災害時のパネル資料やビデオ、消防本部より防災講習、初期消火訓練を通じて災害時における知識を深めるなど。 ・だれでもすぐわかるマニュアルをつくり、日常化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ発生するかわからない災害に、日常からの近隣の人とのつきあいの大切さを知ってもらう努力。 ・あらかじめ情報を得て、具体的な対処方法を決めておくことが必要。 ・相互扶助を少しでも理解してもらう。 ・発生時の被害規模がどの程度か、地域のどこが弱点かハザードマップなどで知りたい。
要援護者に関する情報の把握・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・隣組で隣近所の事情・家族構成など、日常生活のなかで把握している。 ・独居老人で毎日型給食の配食を受けている人については、非常時連絡先を聞き把握済み。 ・各町会の民生・児童委員が戸別調査をしている。 ・各町会の民生・児童委員が保管している。 ・要支援者（独居老人のみ）の把握。 ・一番に要援護者の支援をしたいが、だれが該当者が把握していない。 ・個人情報の問題で各町会とも把握できていない。 ・各町会において、町会長、民生委員などが知っておく必要がある。 ・各町会長へは要援護者の情報共有のため、資料を配布してもらいたい。 ・隣組の組長など特定の人に気をつけてもらうというような形は取れるはず。 ・最低限の情報は開示すべきだ。 ・個人情報保護法を盾にプライバシーの尊重が強調され共助の手段が阻まれ共助の意識も低下している。 ・個人情報保護法の壁により情報が得られにくく、目的を明確にし、どのような手続きをふめば把握しやすくなるか行政を交えての検討が必要。 ・非協力的な人も非常に多いが、行政からの情報提供があれば見守ることは可能。 ・市から各町会に組織構成委員をつくり委員に情報を流し、だいたいのことは把握できる体制を取れないか。 ・連絡網の作成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員との協力で独居老人宅のマップを作成中。 ・個人情報の取り扱い以前に、情報を収集する作業がまだなされていない。 ・緊急時の迅速な活動には、ある程度個人情報の共有はやむを得ない。 ・行政でもっと大胆な開示をすべきだ。国の法改正も場合によっては考えなければならない。 ・個人情報という勝手な解釈で秘匿するのではなく、最悪の状況を考えもっと大胆な発想が望まれる。 ・個人情報保護が拡大解釈され情報の把握が困難。要援護者となるだろう人が自ら口を閉ざすことが多い。 ・個人情報保護の過剰な心配はかえって支障となる。緊急時はだれもが早く確実に連携できるような情報の開示が必要。

テーマ	社協・地区福祉委員会	社協・ボランティア連絡会
伝達・災害発生時の情報 ・安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の情報伝達は要援護者もわれわれも同レベル、緊急時の連絡方法、連絡網の整備も必要。 ・非常時の情報収集、的確な対応が可能か。 ・行政または関係機関（消防・警察）による情報の伝達。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者についての情報はないが、必要時に出勤できるように連絡体制を作成中。 ・現状、災害発生時の緊急連絡についてもほとんど考えられていない。
避難誘導 ・救助	<ul style="list-style-type: none"> ・道幅が狭いため、避難路が不安。 ・避難所の小学校までの道は高齢者には遠すぎる。 ・発生時の避難所は知っていても、どのように誘導すればいいかわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所が身近なところになく、避難経路の途中に川があり増水すれば避難できない。
避難所・一時的な避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館、町会館を市で耐震診断し、避難所として活用できないか。 ・各町には町会館があるので、そこを避難先として開放してほしい。 	
避難生活における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に支援物資がない。 	
地域の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・社協で災害時ボランティアを登録、市全域において炊き出しなどの各種の介助をするしくみを作成した。 ・防災訓練の実施。 ・震災や風水害の訓練は初期対応ばかりで、具体的訓練がほしい。 ・年1回地域住民懇談会を開催。 ・「防災の日」などを利用し、一斉避難連絡を毎年すればよい。 ・ふだんの行動が非常時でも役立つようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波について防災研修会、施設見学体験を実施 ・町会として自主防災隊を組織し、火災時の消防訓練や炊き出しなどの訓練を実施。緊急時の資材などを備蓄。
地域における支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・民児協、民生・児童委員、町会連合会、社協、各校区の地区福祉委員会で寄りあい三者懇談会を定期的に関き、役割分担はできつつある。 ・福祉委員会の役員や会長がよく代わり継続した取り組みができず停滞。 ・緊急時にどれだけの要援護者に対応できるか不安。隣近所の連帯感、隣組や町会組織の活性化を。 ・町会、校区、福祉の組織取り組み。 ・町会、隣組との連携による情報交換が効果的で、地域ぐるみのネットワークが重要。 ・住民の交流活動、地域のつながりづくり。 ・町会レベルの活動支援を考えているが交流会を継続することが役立っている。 ・民生・児童委員、老人会、ボランティアの協力を得ながら、支援活動を検討中。 ・民児協の「災害緊急時に備えての取り組み」が回ってきたが、初期的なものからまとめてもらわなければ、実際の運用が把握できない。 ・会議などを重ねて、しくみなどを周知する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連絡を密にして活動マニュアルを取り決めておく必要がある。

テーマ	社協・地区福祉委員会	社協・ボランティア連絡会
行政に対して	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の方から町会に対してしっかり話をすべきだ。民生委員だけでは無理がある。 ・市民と行政との継続的な協議が必要。 ・私たち先頭となる者へは、市、社協の指導、災害についての説明会など、個人情報保護法の関係もあるなかで活動できる行政指導をお願いしたい。 ・行政など、信頼のおける主体が責任を持つ。 ・行政、消防、警察の関係機関との協力が不可欠。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・社協ボランティアセンターで緊急連絡網や登録ボランティアの個人資源調査をおこない、とりまとめた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から河床の土砂、樹木の採取を最優先とすべきだ。 ・自治会を通じ、土木事務所に河川の整備を上申したが、対応されない。 ・何をどうすればよいのかわからない。

テーマ	老人クラブ連合会	障害児者団体連絡会
不安や課題 災害への	<ul style="list-style-type: none"> ・清水川の氾濫による浸水。 ・地震による津波・家屋倒壊。 ・自分の家が倒壊しないかどうか、またそれにより火災が発生しないか。 ・崖崩れ、道路陥没のほか、ライフライン確保のための支援が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土手沿いの住宅は大雨の際に不安。
地域住民・避難支援対象者の状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・南上町は高齢者が多く不安。 ・独居老人などもおり、日頃の横のつながりが大切だと思う。 ・古い街並みのため住民のことは把握しているが、新しくできたマンションのことをどうするかが問題だ。 ・長年の定住者が多く、要援護者の把握や情報共有はやりやすいが、マンションなど新入居者の情報がほしい。 ・老人クラブ加入者は元気な人が多いが体力が落ちてきている。災害時は若い人に助けてほしい。 ・老人クラブは事が起こった際に見守っていただく弱い方の立場。有事に備えて会員を鍛えて備えておこうという使い方は難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者が増えており、助けてもらう方法がない。 ・地域の人にろうあ者とのコミュニケーション方法を把握しておいてほしい。 ・災害発生時にパニックになった場合、どう守っていけばよいのか不安。周囲の人の理解が必要。
防災意識の啓発・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・馬場長生会おしゃれ部として会員をはじめ参加を呼び込み、市民講座「防災（地震）日頃の備え」をテーマにした会合を開催。 ・町会で防災訓練を年1回おこなえば恐ろしさが身にしみる。庶務課から出向いて実施してほしい。 ・庶務課から貝塚の防災について地域に周知してほしい、市民講座や出前講座などPRを。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの視覚障害者は災害弱者であるにも関わらず、日頃災害に関して関心が薄い、市や関係団体による啓発を。 ・聴覚障害者専用マニュアルをつくってもらいたい。また行政や福祉関係には勉強しておいてもらいたい。 ・避難時に障害者はどこに行けばいいかバリアフリーの場所を教えてほしい。 ・有事の際の連絡先を教えてほしい。身近な町会で助けを求める人など、連絡網を当事者にも教えてほしい。 ・登録の重要性などを行政からよくわかるように説明するとともに、未登録であればどのようなデメリットがあるのかを明示すべきだ。

テーマ	老人クラブ連合会	障害児者団体連絡会
要援護者に関する情報の把握・共有	<ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ会員については定期的に班長を通じて所在その他の確認を実施。 上町会青年・壮年の組織があり、災害時の情報伝達、安否確認、避難所へ誘導について協力を要請済み。 町会長、老人クラブの会長へ、できる範囲で個人情報の開示を。 要援護者に個人情報の提供が災害時などに必要なことを説明し、各関係団体で情報共有しておく必要がある。 災害時は個人情報のことを考えず電話連絡だけでも情報を共有させてほしい。老人クラブでは把握しているが、独居老人などには重要性を説明して同意を取れるようにすべきだ。 関係者の守秘義務の厳守。組織的な対策強化が必要。 茨木市では緊急連絡メモを作成して活用している。貝塚市でも行政で一括でどのようにすればいいのを考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に住む高齢者、障害者の把握はしてほしい。 市や関係機関が協力して早い時期に各校区や町会において要援護者を把握し情報の整理をしておいてほしい。 法的な問題をクリアをして民生委員などに情報持ってもらわないといけないと思う。 個人情報保護ばかりで近所づきあいが希薄化しており問題。名簿などはあった方がいい。 ろうあ者が生き埋めになると、救援が聞こえない、助けを呼べないことがあるので把握しておいてほしい。 障害者の防災訓練の実施、町会などの組織で民生委員・児童委員、防災・福祉関係などで要援護者を把握し、非常時のシミュレーションを徹底しておこなってほしい。
災害発生時の情報伝達・安否確認	<ul style="list-style-type: none"> 防災無線は市内を全部網羅できているのか不安。 公的機関からの避難指示に遅れないか不安。 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚・聴覚障害の場合、目や耳からの情報が入らず他の方法での情報伝達が必要。緊急時に必要な情報をどう提供していくのが大事だ。 聴覚障害者は避難放送がまったく聞こえず逃げ遅れる。 町会長、民生委員などに把握してもらえればありがたいが、緊急時のスムーズな連絡網・情報が重要。 災害時にまず町会などの地域組織、民生委員・児童委員など一番小さな単位で、要援護者の安否確認を。 湾岸の放送は聞き取りにくいので改善を。
避難誘導・救助		<ul style="list-style-type: none"> 各種の障害者をどうやって安全な場所まで避難させるか。 肢体不自由児や高齢者は避難所への移動も困難。 避難時にその子が家にいるのか、どこかに外出中なのかで対応が全然違ってくる。 家族が不在のときもあるので、避難体制の構築や登録をしておきたい。 要望書を市に提出し、災害時における避難誘導マニュアルをつくってもらっているところ。 救助しにいくとなると大変なので、ある程度災害が予測される段階であらかじめ避難しておくべきだ。
一時的な避難所	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所が学校などになっているが、災害時にはケアハウスや有料老人ホームも優先的にスペースを開放するように行政も開設時の要綱に織り込むなど取り組んでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人たちと日頃のつきあいはあるが、おそらく集団の避難所には行けない（行かない）。 集団に馴染めない子なので避難所は無理。 避難所での適応を考えると厳しい、生命に関わらなければ避難せず自宅に残りたい。 避難先が障害者にとって利用しにくいのであれば、自宅がつぶれない限り家にいたい。 福祉センターが福祉避難所になっているが、一斉に避難してきた場合に対応しきれないのではないかと。

テーマ	老人クラブ連合会	障害児者団体連絡会
避難生活における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所での備蓄やトイレの水などの確保が不安。 ・災害時の食料・寝具の確保に行政や関係機関への協力を。 ・避難生活の長期化の際には、衛生面や人命救助の支援も必要。 ・緊急時の総合窓口の整備を。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活時に一般の人がいるなかで、障害者をどのようにフォローしていくのか。 ・避難先での生活は大変なので、障害者側もふだんの生活が保証されるなどと思わず覚悟が必要。 ・避難所でも配給などのアナウンスが聞こえないので、地域の人との交流が必要。 ・避難所だけでなく地域に残る想定のもとで、配給などの情報連絡の体制構築を。 ・福祉施設での非常時用の備蓄には限界があり、避難者が押し寄せれば足りなくなる。 ・避難場所に手話通訳と要約筆記を設置してほしい。またFAXや補聴器の電池などの予備を。 ・作業所にいるときに災害が発生した場合、職員だけでなく市からも援助の人が助けにきてくれるのかどうか。 ・通訳者にも防災研修を受けておいてほしい。
防災対策 地域の	<ul style="list-style-type: none"> ・市老人クラブ連合会としては対策はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練を年1回くらい実施してほしい。 ・災害予測について町会単位くらいでのきめ細かな情報を提供できるような体制を取っておくべきだ。 ・自分のことは自分で守れるよう、自宅に避難できるスペースを確保している。
地域における支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織があり、民生・児童委員と協力し高齢者の安否確認・避難所への誘導介助を要請済み。 ・町会など地域組織や民生・児童委員、福祉関係団体などが日頃から情報を共有。役割分担が重要。 ・すべての相談や要請など行政、関係機関を含めて窓口の統一化が重要でありそのために日頃の横のつながり、情報の共有が大切。 ・近所、隣組、町会、市の役割分担を明確にした組織が必要。体制構築は急務。 ・支援については、役割にしたがって迅速に行動することが大切。 ・定期的に例会をもった社会環境づくりが大切。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なところで支援できるような細かいブロックをつくらなければ、いくら人手があっても足りないのでは。 ・実際は交通網が遮断されると思うので広範囲でなく避難所などを基点とした身近な助けあいができる体制を。 ・支援側とされる側が集まり、要望やふだんの状況など、情報を伝える場を。
行政に対して	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的に市の方で橋渡しやまとめ役をしてほしい。地域との関わりを継続的にやってくれればよいと思う。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸付近の水門の管理の人員の確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強診断など、要支援者の家庭を優先して実施してほしい。 ・親の会で、経済的援助を考えて積み立てを始めている。

テーマ	高齢者福祉施設、地域包括支援センター
災害発生に対する不安や課題	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者・利用者のほとんどが、高齢の要介護者であるため、災害発生時の避難体制が最大の課題。 ・風水害など、事前に予想できる災害なら配置職員を増員し対応できるが突発災害時の非常招集がスムーズにおこなえるかどうか課題。 ・夜間は介護職員が少なく、的確に要介護者を安全な場所に避難させることが困難。 ・デイサービスの利用者の帰りの送迎がおこなえるか。 ・大きな災害時に対応した医療体制が整っていない。 ・備蓄品など非常時物品を施設内に保管しているが、必要時にそれらを出し入れできるか、また入居者分の確保がおこないにくい。 ・近木川がだんだん浅くなってきているが要望しても浚渫してくれない。
事業者としての防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時・夜間緊急時マニュアルの作成・訓練、職員への周知徹底。 ・法人として災害対策規程を定め、火災発生時の通報・消火・避難訓練は毎年2回実施。風水害・地震被害を想定した訓練は未実施。 ・水の確保のために、緊急時に河川などから飲料水が製造できる浄水システムの設置。
防災意識の啓発・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主導権をもってやっていたら防災意識が高まる。 ・災害を種類別に分けて、災害ごとの対策をみんなで把握しておけば、地域で動ける人もいないのではないか。
要援護者に関する情報の把握・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が特定できるほどの情報は必要なく、年齢的な傾向、要介護者の人が多いといったような情報の提供で十分ではないか。 ・民生委員や町会が把握すべきもので、施設として個人情報を持ち出してすべきことではない。 ・無差別に個人情報を共有し把握するのではなく、町会単位や隣組単位など地域の取り組みとして、町会や老人会に入会していない方や集まりに参加しない方の把握をおこなってはどうか。 ・個人情報の取り扱いは、法人の個人情報取扱規程に基づいており、施設入所者・利用者の個人情報の利用目的は厳しく制限しており、災害時も安否確認など必要最小限のものにならざるを得ない。 ・事業所には何でも話してくれるが、それ以外の人にはいわないでほしいという人も多い。少しでも民生委員などに内容が漏れたら、そこで信頼関係が途絶えてしまう。 ・施設としては施設登録でよいのでは。 ・登録制度が進まないのは、該当者のハードルが高いからではないか。 ・消防団のキャパシティを把握しておかなければ、登録しているのに機能しないということになる。
災害発生時の情報伝達・安否確認・避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活者の安否確認がおこなえるか、家族との連絡や避難ができるか。本人に正しい判断がおこなえるか。 ・町会単位で地域住民をある程度把握してほしい。在宅訪問によりわれわれが把握していても動けない状態のときに地域の人が駆けつけてくれたら助かる。 ・避難所への誘導・介助まで支援できるか否かは、災害の規模にもよるため何ともいえない。
利用者以外の要援護者の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・提供可能な施設スペース・設備の関係から、人数は制限せざるを得ないが軽度の要援護者の受け入れは可能。 ・現状では人員面・設備面で受け入れは困難。 ・災害時には地域の人たちと同様に施設も被災しており、他人の事どころではない可能性がある。 ・広い場所はあるので避難場所としての提供はできるが、避難者の介護はできない、行政で体制はしっかり構築してほしい。

テーマ	高齢者福祉施設、地域包括支援センター
地域における支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・施設は一般家屋に比べると丈夫な耐震構造なので、災害時のネットワークの構築が先決となる。 ・自主防災組織が町内にあるが、連携をとる必要がある。 ・町会を含め、地域における災害時ネットワークの構築（ボランティアの確保など）。 ・消防、その他の関連組織に連絡を取って助けを請うネットワークづくりをしなければいけない。 ・地域ごとに町会や自主防災などを集め、そこへ施設も参加しタウンミーティングを市が主導してやっていてはどうか。
行政に対して	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時は混乱が予想され、ボランティアの派遣や施設の努力だけでは対応は難しい。緊急に調達が困難な生活必需物資の支援などをお願いしたい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩れなどへの対策を早急に進めてほしい。 ・救急搬送であっても市立貝塚病院への受け入れを拒否されることが多く、緊急時の医療体制には特に不安を感じ、体制づくりの必要性を感じる。

テーマ	障害児（者）施設連絡会
災害発生に対する不安や課題	<ul style="list-style-type: none"> ・立地条件から、津波や地震による甚大な被害が予想され、活動中に発生した場合の対応が不安。 ・地形が斜面のため、大雨や地震のときに不安がある。 ・周りにため池があるため、地震などで破損しないか、水害が不安。 ・災害時に水没の可能性がある地域にあり、水害に対する対応が課題。 ・地震の場合、埋立地に立地していることから液状化被害が懸念される。 ・施設利用中に災害が発生し避難が必要となったとき、職員の介助・誘導による避難が安全におこなえるか、行政・地域住民などの避難への協力が得られるか課題。 ・施設利用中に災害があった場合、家族が迎えにきて帰宅できるかどうか不安（道路状況など）。 ・帰宅（送迎）の手段、非常食（障害特性を考慮した食品を含む）の確保、地元（自治会）との連携、服薬の問題、ライフライン停止時の熱源や器具の確保、職員の確保、行政との連携。 ・施設で避難生活がおこなわれる際、医療的ケアの必要な重度障害者の利用が多く、早期の物質的、人的、医療的支援が必要。 ・障害特性により、パニックになるおそれもあるので配慮が必要。 ・避難所に利用者が避難した場合、障害特性などに配慮した対応が必要。
事業者としての防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防火管理者を置き、定期的に消防訓練などをおこなう体制を整備。 ・月1回火災避難訓練を実施し、大きなサイレンの音がなくても大丈夫になった。 ・定期的な避難訓練をおこない、冷静に対応できる体制を整える必要がある。 ・食料などの備蓄を計画的に進めている。
防災意識の啓発・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、家族に作業所の避難場所を周知。
要援護者に関する情報の把握・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の範囲が問題だが、市に対してはおこなえると考えている。 ・要援護者と情報共有者の範囲を明確にして、対象者や家族の同意を得る必要がある。 ・利用者との契約上、個人情報の取り扱いについて再契約の必要あり。 ・家族などへのていねいな説明が必要。 ・情報共有は有事に役立つが、悪用される可能性も高く、まずは本人や家族の意志を調査してみてもどうか。 ・本人、家族や後見人の同意が必要、施設が本人に代わって判断できない。 ・市が情報共有者を明確化すれば要援護者も安心し、信頼関係も成り立つ。
災害発生時の情報伝達・安否確認・避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導に関しては、どこまでフォローできるかはわからない。

テーマ	障害児（者）施設連絡会
利用者以外の要援護者の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす利用が可能な設備を整え、フロアも広いため、ある程度は受け入れ可能。課題は、生活面、特に便所ではないか。 ・建物被害や液状化がなければ可能。 ・水害時に水没の可能性のある地域にあり、避難場所として適当でない。 ・施設は休日・夜間は施錠しており入れない状態。緊急時に職員が施設に駆けつけ解錠するのに時間がかかるため対策が必要。 ・食物、寝泊まり用具などの救援物資の搬入が迅速に行われる必要がある。（施設の備蓄は多くないため） ・受入可能な対象者は、高齢者、障害者、子どもを含む人たちと考える。 ・受入人数は、利用者の有無、建物・設備規模で左右される。 ・受け入れが一時的か、長期的かによって課題が変わってくる。 ・重度の障害者など利用者の生活維持に手一杯。 ・被災時に不安定になる児童が想定されるので、利用者以外の要援護者を受け入れは慎重にならざるを得ない。 ・施設の専門性と設備・器具などを考え、責任ある対応は難しく、医療ケアはできないことも押さえておく必要がある。
地域における支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が本施設を利用中に災害が発生したときは、行政・地域住民などの避難への協力が必要となる。 ・寝たきりの状態、移動が困難、車いすの使用が必要などの人は地域の営みにどれだけ入れているのか疑問。存在をあまり気に留められずに日常生活が送られている現実に向け、地域自らの主体性で人がつながる地域をつくっていくことが必要。 ・地域に災害訓練を一緒におこないたいと申し入れたが実現しておらず、今回の計画策定を機に再度必要性について話しあえればよい。 ・地域単位の防災訓練に施設も参加を考えなければならない。 ・日常的な地域のつながりが災害時にも生きるように、有事を想定したつき合いや、訓練が必要だと思う。
行政に対して	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難指定場所の選定において、迅速に避難できるルートと所要時間の把握、堤防からの浸水や津波の際には避難は難しい場所の想定を。 ・海岸に近いので「災害予測」があるのならいただきたい。避難計画を策定するときの参考になる。 ・貝塚市・岸和田市・泉佐野市ほかから利用があるが、連携は可能なのか。 ・実行力を伴わない形だけに終わらせないでほしい、また地域の主体性に頼るだけの内容にしないでほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市として援護者に対してのライフラインの提供をどのように考えているのか。

テーマ	障害者生活支援センター
災害発生に対する不安や課題	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害を有するひとり暮らしの方への対応。 ・三ツ松団地が一番障害者の数が多いので災害時に心配。 ・何らかの福祉サービスにつながっている人はよいが、精神障害者では接点がない人がおり、それをどうやって把握するか。 ・9割近くの利用者が携帯を持っているが、災害時につながるか不安。 ・災害時などは精神的な動揺が大きく、服薬・かかりつけ医の把握とともにその対象者となじみのある関係にある人を確認し、避難生活を視野に入れた情報の把握が必要。 ・対象者の日常生活のパターンを把握していなければ、災害などの発生時にどこにいるのか判断ができず、初期介入の遅れやスムーズな支援ができないのでは。 ・医療的ケアが必要な人たちの受け入れ先や医療的ケアの提供など支援をどうするか。 ・避難所に避難できず（環境要因と個人要因）排除されかねない人に対する支援をどうするか。 ・被災した時は障害者もそうでない人も関係ない。阪神大震災の時に避難できなかった人はすべて弱者ではない。
事業者としての防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄食材などの必需品をどう備蓄するか。
防災意識の啓発・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・防災月間のセンター通信に障害者施策や支援計画の情報を掲載。
要援護者に関する情報の把握・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応に必要な利用者には、個別支援計画などで確認。 ・支援者だけでなく、肉親や親類との接点を持つことで、有事の際に協力が得られる。 ・他機関（各事業所）との情報の共有ができていない。 ・家族への連絡先・連絡方法の確認が不十分、確認をおこなえていない。 ・利用登録時に得た情報のみで、情報の整理・更新がおこなわれておらず有効な情報であるかどうか疑わしい。 ・本人の了解を得たうえであれば問題はないと思う。 ・当事者が決定すべきだが、制度や趣旨を理解してもらうため、障害者の状態に応じたていねいな説明は必要。 ・当事者に近い存在であるサービス事業者に対する説明も必要。 ・他市では、同意方式＋手上げ方式が多いのか。 ・生活保護の人が80%ほどいるためそこからの情報収集ができないか。 ・重度身体障害者登録制度自体知られていない、制度の趣旨の理解を求め、メリットとデメリットを説明し、情報提供の範囲を当事者に決めてもらうべきだ。
災害発生時の情報伝達・安否確認・避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・センターに相談（利用）登録されている方の安否確認は実施できる。 ・誘導も人員の許すかぎり可能。対象者に制限なし。 ・受け入れは難しいが、状況によって避難所などの誘導、介助などは可能。 ・相談センターへの相談者の所在は確認できるが、それ以外の障害者に対して何ができるかは未検討。

テーマ	障害者生活支援センター
利用者以外の要 護者の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の医療的ケアの必要な人は難しいが、それ以外であれば対象者は限定しない。要援護者であれば受け入れ可能。 ・盲・ろうの方の受け入れ時は、コミュニケーション介助のボランティアの派遣をしてもらえるか。 ・相談支援事業所のため受け入れは困難。
地域における 支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・とっさの判断を迫られる災害時は、日頃からの地域とのつながりが重要。 ・地域の民生委員・児童委員の方にも意識を高めてもらいたい。専門家でない人も巻き込んだシステムづくりを。 ・システムがあることで安心材料にはなるが、最後はやはりマンパワーが課題。 ・災害時に限らず、独居者が孤立しないようにする。 ・精神科の病院に協力してもらいたい。手帳を持っていない人の情報や通院している人はひとり暮らしの人が多いため。
行政に 対して	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難計画は、個人情報か災害時の安心・安全かをも問いかける制度であり、市町村としてどう考えるのかが知りたい。 ・市町村として情報の共有をどのように考えていくか。 ・措置時代の自治体はケースワーカー職務として障害者の情報を把握していたが、自立支援法以降サービス事業所との関係優先の傾向が強く、有事の際に自治体は情報伝達にワンクッション置いた状況になり得るため、自治体・事業所間で名前・顔・現況が一致する総合・相互・相補の関係構築・情報の共有が必要。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の場合は主治医は近大病院や和歌山病院、労災などが多い。近くに主治医が移ってほしいが信頼関係の問題で移ってもらえない。

4. 計画策定の経過と体制

(1) 策定の経過

時 期	会議・内容
平成22年 8月25日	第1回災害時要援護者避難支援計画策定委員会 ・策定業務の内容とスケジュール、アンケート調査
9～10月	災害発生時における要援護者の避難支援に関するアンケート
12月	関係団体・事業者等へのヒアリング
平成23年 2月22日	第2回災害時要援護者避難支援計画策定委員会 ・貝塚市災害時要援護者避難支援計画（素案）について
3月4日 ～3月18日	パブリックコメント制度に基づく意見募集（意見提出1名・3件）
3月29日	第3回災害時要援護者避難支援計画策定委員会 ・パブリックコメントへの対応 ・貝塚市災害時要援護者避難支援計画（案）について
3月	貝塚市災害時要援護者避難支援計画策定

(2) 策定の体制

貝塚市災害時要援護者避難支援計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 貝塚市災害時要援護者避難支援計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、自助・共助を基本とした避難支援対策、要援護者情報の収集、共有等を行うことについて、災害時要援護者、避難支援者、関係団体及び関係機関の意見を反映させるため、貝塚市災害時要援護者避難支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時要援護者（以下「要援護者」という。） 災害時に自力で避難することが不可能であり、支援を必要とする者
- (2) 避難支援者 地域において災害時に要援護者の支援活動を行なう者

(所掌事項)

第3条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査研究及び検討を行い、計画の策定に関し必要な意見を市長に提言するものとする。

- (1) 要援護者の範囲
- (2) 要援護者情報の収集及び共有
- (3) 要援護者支援の方法及び体制
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(委員会の構成等)

第4条 委員会は、委員17人以内で構成する。

- 2 前項の委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、所掌事項が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、市長が諮問した後における最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聞き、必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会に、専門的事項を分掌させるため、貝塚市災害時要援護者避難支援計画作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 作業部会の所掌事項、構成及び運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会議に諮り会長が定める。

附 則（平成22年7月30日施行）

(施行期日)

第1条 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

第2条 この要綱は、所掌事務が終了した日にその効力を失う。

別表（第4条関係）

貝塚市災害時要援護者避難支援計画策定委員会を構成する者

区 分	団体・機関名等
地域での社会福祉を目的とする団体	貝塚市町会連合会代表
	貝塚市老人クラブ連合会代表
	貝塚市障害者児団体連絡会代表
	貝塚市民生委員・児童委員協議会代表
	貝塚市社会福祉協議会代表
	貝塚市社協ボランティア連絡会代表
	貝塚市地区福祉委員会代表
学識経験者	学識経験者
福祉施設等の関係者	高齢者福祉施設事業代表
	障害者福祉施設事業代表
	地域包括支援センター代表
	障害者生活支援センター代表
市の執行機関	副市長
	総務部長
	健康福祉部長
消防機関	消防長
	貝塚市消防団代表

貝塚市災害時要援護者避難支援計画策定委員会 委員名簿

(敬称略 順不同)

団体名等	役職	氏名	備考
貝塚市町会連合会	会長	和田 明 宏	
貝塚市民生委員・児童委員協議会	会長	寿 賀 信 正	会長 平成22年11月30日まで
	会長	武 本 正	会長 平成22年12月1日より
貝塚市老人クラブ連合会	副会長	麻生川 守	
貝塚市障害者児団体連絡会	役員	井 上 誠 一	副会長
貝塚市社会福祉協議会	会長	八 尾 眞須美	平成22年9月16日より
貝塚市社会福祉協議会ボランティア連絡会	代表	土 橋 義 雄	
貝塚市社会福祉協議会地区福祉委員会会長連絡会	会長	武 本 正	平成22年11月30日まで
	副会長	松 田 隆 信	平成22年12月1日より
貝塚誠心園	施設長	窪 堀 明	
貝塚市内障害児（者）施設連絡会	会長	松 下 明 弘	
浜手地域包括支援センター	管理者	延 生 秀 男	
障がい者生活支援センターあいむ	センター長	浅 野 壽 一	
貝塚市	副市長	砂 川 豊 和	
〃	総務部長	谷 川 順 三	
〃	健康福祉部長	南 修 作	
〃	消防長	荒 川 正 人	
貝塚市消防団	団長	西 上 博 芳	

貝塚市災害時要援護者避難支援計画

～災害時の支えあいに向けて～

平成23年（2011年）3月

貝塚市

《編集・発行》 〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号
電話 (072) 423-2151 (代表)

印刷・製本費（紙代等も含む）は、1部あたり485円です。